

愛媛県地域強靱化計画

～ 強く、しなやかで、美しい
「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を目指して ～

平成 28 年 3 月策定
(令和 5 年 6 月修正)

愛 媛 県

目 次

| | | |
|-----------|-------------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 第2章 | 基本的な考え方 | 4 |
| 第3章 | 脆弱性の評価 | 6 |
| 第4章 | 強靱化の推進方針 | 16 |
| 第5章 | 施策の重点化 | 57 |
| 第6章 | 計画の推進 | 58 |
| (参 考) | | |
| | 《別紙1》 | |
| | 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性の評価結果 | 59 |
| | 《別紙2》 | |
| | 「施策分野」ごとの強靱化の推進方針 | 73 |
| | 《別紙3》 | |
| | 推進方針に基づく取組 | 84 |
| | 《別紙4》 | |
| | 用語解説 | 95 |

第1章 はじめに

1 愛媛県の強靱化に向けたこれまでの取り組み

本県は、四国の北西部に位置し、豊かな山や海に囲まれ、温暖で穏やかな気候に恵まれている一方で、これまでに何度も大きな自然災害に襲われている。近年においても、地震では昭和 21 年に発生した昭和南海地震や平成 13 年に発生した芸予地震、風水害では平成 16 年に来襲した一連の台風や平成 30 年の西日本豪雨災害などにより、大きな被害を受けており、県では、これら自然災害による被害を防ぐため、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進めてきた。

このような中、平成 23 年に東日本大震災が発生し、想定を超える強い揺れや巨大な津波により、東北地方や関東地方の太平洋沿岸地域では甚大な被害が発生した。本県においても、南海トラフ沿いで発生する地震により大きな被害を受けることが予想されていることから、想定外を無くし、あらゆる可能性を考慮した対策を講じていくため、平成 24～25 年に、最新の知見等を踏まえ、最大クラスの南海トラフ巨大地震等を想定した地震被害想定調査を実施した。

この調査結果によれば、最悪のケースでは死者は約 1 万 6 千人、全壊・焼失棟数は約 24 万 4 千棟、経済被害は約 16 兆円に上るなど、県内全域に甚大な被害の発生が想定されたが、一方では、建物の耐震化や津波からの早期避難など、今後対策を進めることにより、被害が大きく軽減されると推計されている。

このため、県では、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、平成 27 年 3 月に「想定される死者数を今後 10 年間で概ね 8 割減少させる。」という減災目標を掲げた「えひめ震災対策アクションプラン」を策定した。

また、県の組織についても、平成 16 年に危機管理室を設置、平成 19 年には「防災局」を設置するとともに室を課へ格上げしたほか、平成 27 年 4 月には防災・減災対策を部局横断的に進めるため知事直轄の「防災安全統括部長」を新設するなど、体制の強化に努めている。



西日本最高峰 石鎚山



来島海峡大橋 夕暮れ

2 策定の趣旨

国は、東日本大震災などの大規模な自然災害の発生等を受け、これら災害等から国民の生命と財産を守り抜くため、強くしてしなやかな国を構築するための国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を推進しており、平成 25 年 12 月には、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「国土強靱化基本法」という。）」が公布・施行された。

また、平成 26 年 6 月には、この国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的な推進を図るため、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるべき「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、平成 30 年 12 月には、策定後に発生した災害から得られた知見等を基本計画に反映する見直しを行うなど、政府が一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。

しかし、この国土強靱化を実効性のあるものにするためには、国における取組みのみならず、県をはじめとして、市町や県民、各種機関・団体や民間事業者などの関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、それぞれの地域において、直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、地域における強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、地域に合った強靱化計画を策定する必要がある。

このため、本県においても、想定される南海トラフ地震や大型台風・ゲリラ豪雨等の大規模災害時に、県民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超え、災害に強い強靱な県土づくりを目指す総合的な地域づくり計画として、平成 28 年 3 月に「愛媛県地域強靱化計画」を策定し、進捗管理や必要に応じた見直しを行っている。

3 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として、国の基本計画と調和を図りながら策定するもので、アンプレラ計画として本県における地域の強靱化に関し、他の計画の指針となるものである。

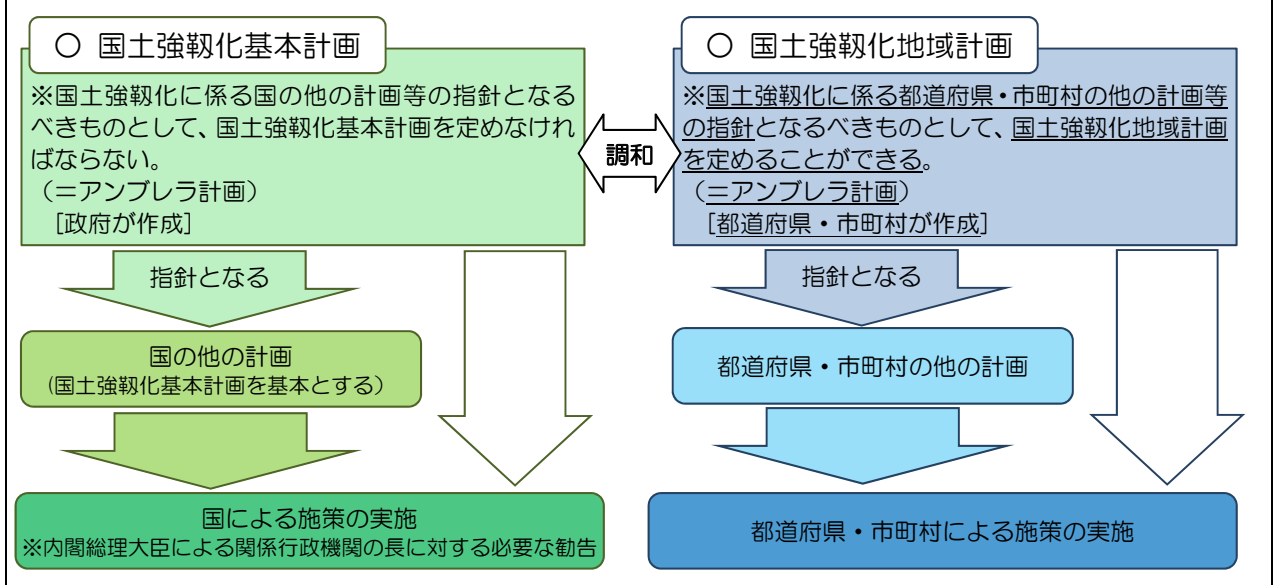
また、本計画は、平成 27 年 3 月に策定した「えひめ震災対策アクションプラン」と連携して推進することとし、計画期間は、同プランと同様、令和 6 年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じ見直しを実施する。

【参考 1】国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第 13 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【参考2】国土強靱化に関する計画の体系



【参考3】「えひめ震災対策アクションプラン」の概要

本県では、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、県地震被害想定調査結果等を踏まえ、本県に最大の被害をもたらすとされる南海トラフ巨大地震から県民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、県として取り組むべき施策を取りまとめた「えひめ震災対策アクションプラン」を平成27年3月に策定しており、今後、本プランに基づき、ハード・ソフトの両面から効果的、総合的に防災・減災対策を推進していくこととしている。

えひめ震災対策アクションプランの概要

策定の背景

- 東日本大震災の教訓
 - ・命を守ることを最優先に「減災」の考え方を基本とし、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることが必要
 - ・「想定外」を繰り返さないよう、あらゆる可能性を考慮して対策を講じることが必要
- 国の動き
 - ・災害対策基本法の改正
 - ・防災基本計画の修正
 - ・南海トラフ巨大地震を対象とした地震被害想定
 - ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定
- 本県の対応
 - ・地震被害想定調査の実施
 - ◆想定地震
 - ・南海トラフ巨大地震
 - ・安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(雲子地震)
 - ・讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(中央構造線断層帯)の地震
 - ・石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震
 - ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘(中央構造線断層帯)の地震
 - ◆想定結果(南海トラフ巨大地震)
 - 【地震動】県内ほぼ全域で震度6弱以上、13市町で最大震度7
 - 【津波】各市町を代表する港の最高津波水位は、宇和海沿岸で7～9m程度、瀬戸内海沿岸で3～4m程度
 - 県内の最高津波水位は21.3m(伊方町名取西海岸)
 - 県全体の浸水面積は11,995ha
 - ◆被害推計(南海トラフ巨大地震)
 - 【死者数】16,032人
 - 【全壊・倒壊棟数】243,628棟
 - 【経済被害】16,2兆円
 - ・愛媛県地域防災計画の修正
 - ・東日本大震災の教訓やその後発生した災害から得られた知見等を反映して8度にわたり修正
 - ・各種防災・減災対策の実施

アクションプランの内容

- 想定地震
南海トラフ巨大地震
- 策定の目的
東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、本県の地震被害想定調査の結果などを踏まえ、本アクションプランを策定し、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していくことにより、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震の被害から県民の生命を守り、被害を最小限に抑える。
- 施策の柱
 - I 被害軽減対策の推進 ～ 地震・津波から県民の生命を守るために ～
 - II 災害応急体制の確立 ～ 発災後の被害拡大を防ぐために ～
 - III 復旧・復興体制の確立 ～ 県民の生活を速やかに再建するために ～
- 計画期間
平成27年度から令和6年度までの10年間
※中間見直しとして令和元年度に修正を実施。
- 減災目標
想定される死者数を10年間で概ね8割減少させる
- 施策体系
減災目標の達成に向けて、3つの施策の柱のもと、8つの基本政策、36の施策項目、181の実施項目に体系化し、各実施項目については、具体的な施策内容と年度計画を明示するとともに、可能な限り数値目標を設定
- 数値目標
減災目標を達成するため、124の数値目標を設定

(参考) 減災効果例

本県の地震被害想定調査では、人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震において、仮に右図の対策を講じた場合、死者が16,032人から2,439人まで(約85%)軽減できると推計している。

| | | | | |
|--|---|----------------------------------|---------------------------|----------------------------------|
| 死者数: 16,032人 ・揺れによる死者: 6,210人 ・土砂災害による死者: 53人 ・津波による死者: 8,184人 ・火災による死者: 1,585人 | ○建物の耐震化率 71.4% → 100% ○家具等の転倒・落下防止対策実施率 26.2% → 100% | 死者数: 8,737人 (△7,295人) | ○津波からの早期避難率 20% → 100% | 死者数: 2,439人 (△6,298人) |
|--|---|----------------------------------|---------------------------|----------------------------------|

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、県民生活や地域社会を守るため、防災・減災対策を中心として、国や地方公共団体、県民や民間事業者等が一体となって、強く、しなやかで活力ある地域づくりを進めるとともに、えひめの美しい伝統・文化や景観を守り、後世に伝えていくことにより、愛と愛顔（えがお）のあふれる愛媛県の創造を目指すため、次の基本理念を掲げる。

基本理念

強く、しなやかで、美しい
「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を目指す

2 基本目標

基本計画を踏まえ、1の基本理念を達成するために、次の4項目を基本目標として掲げる。

- ① すべての人命の確保が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ すべての被害の迅速な復旧復興が図られること

3 強靱化推進の基本的な方針

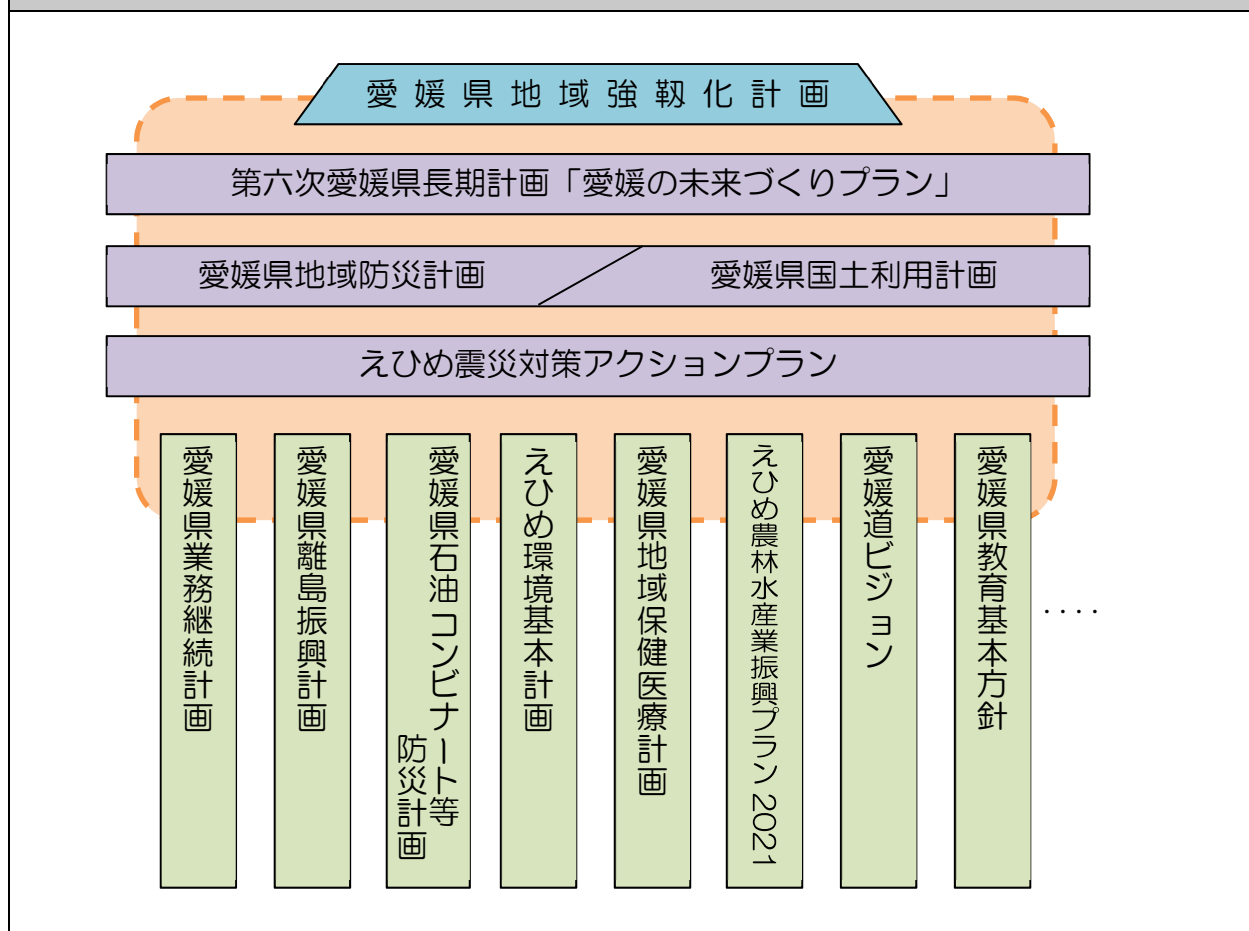
国土強靱化の理念や基本計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本県における強靱化を推進する。

- ① 本県における気候・地形等の特徴や災害リスク等をはじめとして、少子高齢化や人口減少、過疎化など本県を取り巻く社会・経済情勢等を踏まえ、長期的な観点から計画的に取組みを進めていく。
- ② 国や市町、県民や民間事業者等と連携し、一体となって取組みを進めていくほか、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、限られた財源を有効に活用するために施策の重点化を図るなど、効率的かつ効果的に取組みを進めていく。
- ③ 様々な分野の計画等の指針としての性格を有する「アンブレラ計画」として他の計画等と調和を図るとともに、強靱化に資する地域活性化の観点も踏まえ、総

合的に取組みを進めていく。

- ④ 地域外で大規模災害（首都直下地震等）が発生した場合におけるバックアップやリダンダンシー確保などの観点も盛り込み、国全体の強靱化に貢献できるよう取組みを進めていく。

【参考4】愛媛県地域強靱化計画イメージ図（アンブレラ計画）



第3章 脆弱性の評価

1 愛媛県の地域特性

(1) 地域の特徴

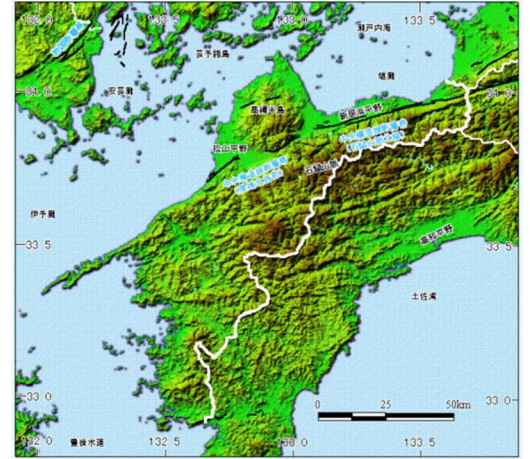
① 地形・地質

本県は、四国の北西部に位置し、北側には瀬戸内海に面した平野が広がるが、南側には西日本一の標高を誇る石鎚山をはじめとする急峻な四国山地がそびえるなど、全体として山地の多い地形となっている。また、海岸線は、北は瀬戸内海、西は宇和海に面しており、総延長は約 1,700km と全国第5位の長さを持つほか、200 を超える島々を有するなど、山と海、両方の豊かな自然に恵まれている。

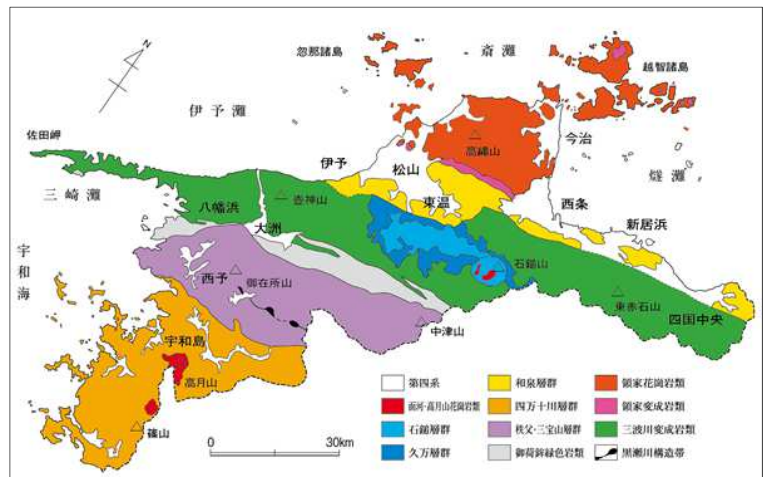
地質は、徳島の三好市池田町から四国中央市、西条市、砥部町を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分されている。

内帯と呼ばれる北側には、北から順に領家花崗岩類等からなる領家帯と、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が分布しているが、この地域には、花崗岩が風化したマサ土が多く分布するなど脆い地質となっており、大雨により土石流等が発生しやすい。

一方、外帯と呼ばれる南側には、北から順に三波川(さんばがわ)帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布しており、三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉾(みかぶ)緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布しているが、このうち三波川帯及び御荷鉾緑色岩類の分布域は日本有数の地すべり発生地帯となっている。



愛媛県の断層（日本の地震活動（追補版）地震調査研究推進本部地震調査委員会編）



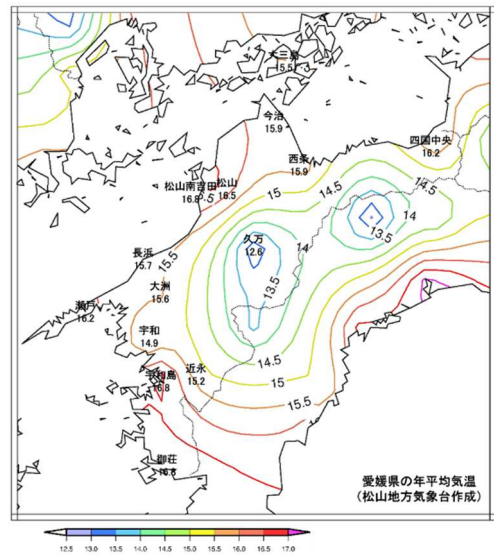
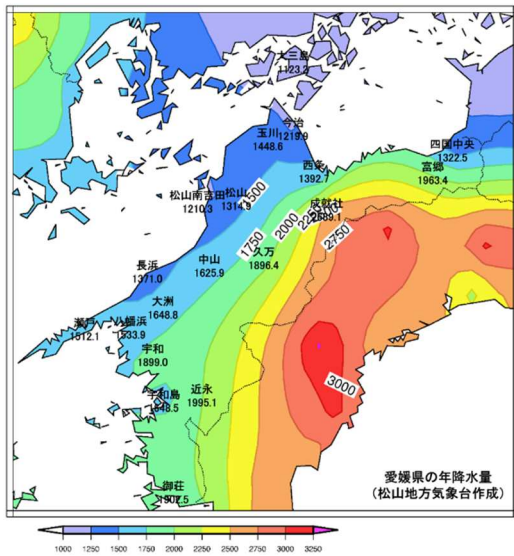
愛媛県の地質（愛媛県レッドデータブックより）

② 気象

本県は、中国山地と四国山地に挟まれた瀬戸内海地域の地理的な影響を受け、冬の北西季節風と夏の南東季節風のいずれにも常に山の風下側に当たることから、全体としては、降水量が少なく、晴天が多い穏やかな気候であるが、東予・中予（瀬戸内海側）と南予（宇和海側）では、気候が異なっている。

降水量は、瀬戸内海側は少ないが、宇和海側では多く、山間部ではさらに多くなる。年降水量で見ると、瀬戸内海側の今治で1,200mm、四国中央・松山で1,300mm、宇和海側の宇和島で1,650mm、山間部の久万で1,900mm程度となっている。また、月別降水量で見ると、梅雨と台風の影響を大きく受け、県内全般で6月、7月及び9月に多く、特に宇和海側や山間部で多くなっている。

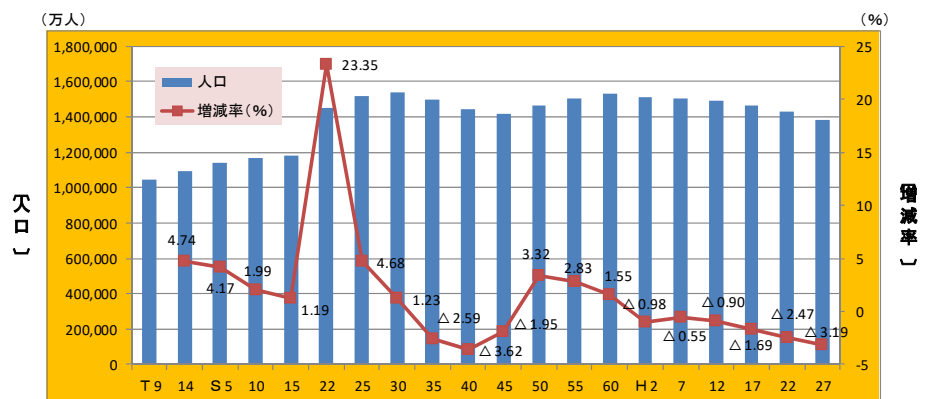
また、年平均気温は、瀬戸内海の島しょ部及び沿岸地方では16℃前後で、内陸に入るに従い気温は下がり山間部では12～15℃である。真夏日（最高気温が30℃以上）の年間の日数は、平野部や盆地で多く、松山、宇和島では60日を越え、盆地にある大洲では70日に達する。一方、冬日（最低気温が0℃未満）の年間の日数は、沿岸部の松山南吉田（松山空港）・四国中央・長浜・瀬戸で10日未満と少ないのに対し、南予の宇和・近永では50日程度と多く、山間部の久万では90日に達する。



③ 人口

平成27年（2015年）に実施された国勢調査によれば、本県の人口は1,385,262人で、昭和60年（1985年）の約153万人をピークに少子高齢化の進展等により減少傾向にある。市町別では、前回調査（平成22年）と比べ、県下全市町で人口が減少しており、特に、山間部や半島部、島しょ部等の条件不利地域を有する市町では、過疎化が問題となっている。

人口及び増減率の推移 愛媛県（大正9年～平成27年）



※平成27年は、人口速報集計値。ほかは、確報値。

(年)

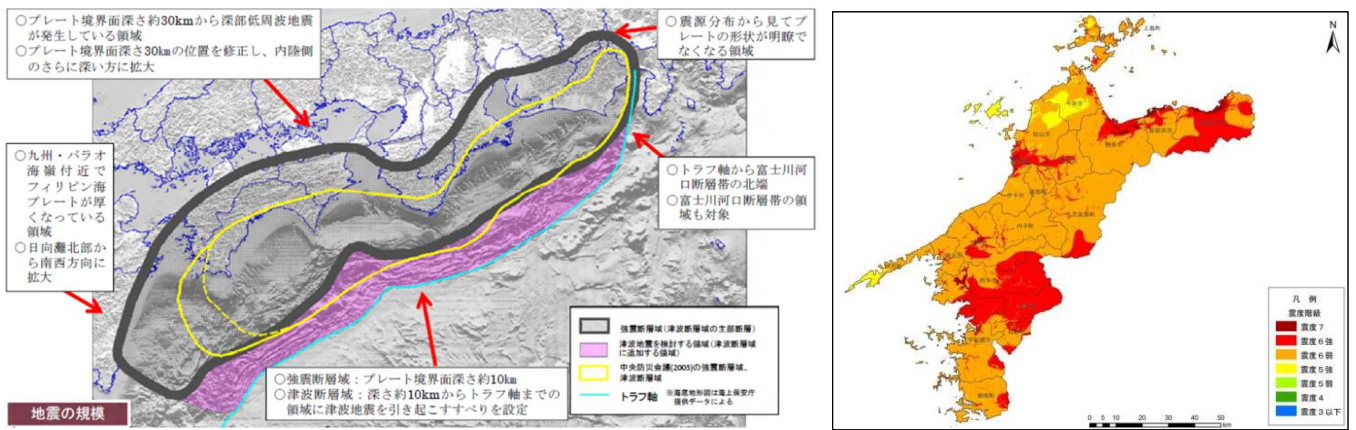
次に、東予、中予、南予の地域別の人口割合を見てみると、東予地域が 34.7%、中予地域が 46.6%、南予地域が 18.7%となっており、県都の松山市を有する中予地域に半数近くの県民が居住している。また、南予地域は他地域に比べ、人口減少率が高くなっており、人口の減少や流出に歯止めがかからない状況が続いている。

(2) 過去の自然災害の発生状況

① 地震災害

本県では、南海トラフ沿いにおいて、100年～150年周期で繰り返し発生する地震及び津波により、過去から大きな被害を受けており、直近の昭和21年12月21日に発生した「昭和南海地震(M8.0)」では、死者26人、負傷者32人、住家全壊155棟等の被害が発生した。

なお、平成25年に公表した県地震被害想定調査では、南海トラフにおいて、想定される最大クラスの地震が発生した場合、最悪のケースで死者は約1万6千人、経済被害は約16兆円に上り、県下全域に甚大な被害が発生すると想定している。



南海トラフ巨大地震の想定震源断層域（出典：内閣府）

南海トラフ巨大地震の震度分布
(各ケース重ね合わせ)

また、平成13年3月24日には、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震である「芸予地震(M6.7)」が発生し、松山市や今治市など、当時の2市14町2村で震度5強を観測、死者1人、負傷者75人、住家全壊2棟、半壊40棟、一部破損11,196棟などの被害が発生した。



H13 芸予地震 屋根が損壊し、ブルーシートで応急処置した住宅（松山市）



H13 芸予地震 全壊したマンション（今治市）

なお、本県内には、日本有数の活断層である中央構造線断層帯が東西に走っており、県が平成8～11年度に実施した活断層調査結果によれば、石鎚-池田断層、岡村断層、小松断層、川上断層、伊予断層などが確認されている。これら活断層を発生源とする地震は、阪神・淡路大震災のように人口密集地の近くで発生すれば、大きな被害をもたらすこともある。

【愛媛県内の活断層図】

(「愛媛県の活断層 (H13.3)」より抜粋)



(東予東部～西部)



(東予西部～中予)

② 台風・豪雨災害

本県は、県土の約8割を山地が占めているほか、北部は花崗岩が風化したマサ土が多く分布し、山間部には三波川帯や御荷鉾緑色岩類と呼ばれる地すべりの起こりやすい地質が分布するなど脆弱な地質構造であることから、土砂災害にたびたび見舞われている。近年では、平成16年に相次いで来襲した一連の台風により、東予地方の各地で大規模ながけ崩れや土石流などの土砂災害が発生し、26名の尊い人命が奪われた。また、平成30年7月には、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生により、4日間で7月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨となり、南予地方を中心に土砂災害や河川の氾濫が発生し、災害関連死6名を含め33名の尊い命が奪われるなど、これまで経験したことのない甚大な被害が発生した。



H16 台風第21号 がけ崩れ（新居浜市）



H16 台風第12号 土石流（四国中央市）



H30 西日本豪雨 土砂崩れ（宇和島市）



H30 西日本豪雨 土砂崩れ（西予市）

また、本県には流路が短く急流な河川が多く、特に、梅雨前線や台風により降水量が多くなる6月～9月にかけては、豪雨により流量が急増し、護岸等の決壊や氾濫等による浸水被害が発生している。特に、南予地域を流れる肱川では、たびたび浸水被害が発生している。



H7 梅雨前線豪雨 肱川氾濫（大洲市）



H16 台風第16号 肱川氾濫（大洲市）



H30 西日本豪雨 肱川氾濫（大洲市）



H30 西日本豪雨 肱川氾濫（西予市）

2 対象とする自然災害（リスク）

本計画では、本県の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの自然災害を対象とする。

(1) 南海トラフ地震

【理由】

- 平成 25 年に県が公表した地震被害想定調査によれば、想定される最大クラスの地震が発生した場合、強い地震の揺れや大規模津波により、最悪のケースで死者は約 1 万 6 千人、全壊・焼失建物は約 24 万 4 千棟、経済被害額は約 16 兆 2 千億円に上るなど、県内全域に甚大な被害を及ぼすとされている。
- 国の調査機関によれば、今後 30 年以内に南海トラフで M8～9クラスの地震が発生する確率は 70～80%（令和 2 年 1 月 1 日現在）となっており、地震発生の危険性は年々高まってきている。

(2) 台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等も含む）

【理由】

- 近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、広島市土砂災害（H26.8）や関東・東北豪雨（H27.9）、九州北部豪雨（H29.7）のように、集中豪雨による被害も激化している。
- 本県でも、台風や集中豪雨による災害は毎年発生しており、平成 16 年には来襲した一連の台風による土砂災害や洪水等により、26 名の人命が奪われたほか、平成 30 年 7 月には、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生による集中豪雨に見舞われ、土砂災害や河川の氾濫等により死者 27 名、災害関連死 6 名を数えるなど、甚大な被害が発生している。

3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画に準じ、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

| 事前に備えるべき目標 (8 項目) | | 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (33 項目) | |
|-----------------------|---|-------------------------------------|--|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-2 | 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生 |
| | | 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱 |
| | | 2-5 | 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺 |
| | | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| | | 3-2 | 県・市町における職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能 |
| | | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |

| | | | |
|---|---|-----|--|
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下 |
| | | 5-2 | コンビナートや重要な産業施設等の被災 |
| | | 5-3 | 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響 |
| | | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-2 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-3 | 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生 |
| | | 7-2 | ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-3 | 有害物質の拡散・流出 |
| | | 7-4 | 農地、森林等の被害 |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 8-2 | 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態 |
| | | 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失 |
| | | 8-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 8-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 |

4 評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と5つの「横断的施策分野」を設定する。

| 個別施策分野 8項目 | | 横断的施策分野 5項目 |
|---------------------|---------------|----------------|
| ① 行政機能、警察・消防等、防災教育等 | ⑤ ライフライン、情報通信 | ① リスクコミュニケーション |
| ② 住宅・都市、国土保全、土地利用 | ⑥ 交通・物流 | ② 人材育成 |
| ③ 保健医療・福祉 | ⑦ 農林水産 | ③ 官民連携 |
| ④ 産業、金融、エネルギー | ⑧ 環境 | ④ 老朽化対策 |
| | | ⑤ 地域づくり |

5 脆弱性の分析・評価

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、3の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごと、及び4の「施策分野」ごとに、脆弱性の分析・評価を実施した。

評価結果は、別紙1として巻末に添付しているが、主なポイントとしては、

- ① ハード整備とソフト整備の適切な組み合わせが必要
- ② 代替性やバックアップ体制等の確保が必要
- ③ 国、都道府県、市町、関係機関や民間等との連携が必要

の3点である。

（巻末には「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの評価結果のみ添付。施策分野ごとの評価結果は、重複するため添付は省略。）

第4章 強靱化の推進方針

1 推進方針の概要

前章の脆弱性の分析・評価結果をもとに、本県の地域強靱化を行うために必要な推進方針を、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、次の84項目に整理した。

(推進方針の項目一覧)

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- (1) 住宅・建築物等の耐震化等
- (2) 空き家対策
- (3) 電柱・ブロック塀等に対する対策
- (4) 大規模盛土造成地に対する対策
- (5) 火災対策
- (6) 災害対応能力の向上

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- (1) 海岸保全施設等の整備・耐震化等
- (2) ゼロメートル地帯の安全確保
- (3) 水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策
- (4) 津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底
- (5) 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

- (1) 河川堤防やダム等の治水施設の整備
- (2) ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施
- (3) 土砂災害防止施設の整備
- (4) 土砂災害警戒区域等の指定促進等
- (5) 農林業保全施設等の整備

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- (1) 豪雪災害防災活動

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- (1) 非常用備蓄の促進
- (2) 支援物資の受入体制等の整備
- (3) 輸送路の確保等
- (4) 水道施設の耐震化等

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- (1) 道路や港湾等における防災対策の強化
- (2) 孤立集落対策の充実

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

- (1) 救助・救急機関等との連携の強化
- (2) 警察、消防施設の耐震化や資機材等の充実

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- (1) 帰宅困難者等への対策
- (2) 観光客の帰宅困難対策

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- (1) 災害拠点病院の整備やドクターヘリ等の効率的な運用
- (2) 災害医療体制の充溢強化
- (3) 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
- (4) エネルギー供給の長期途絶対策

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- (1) 疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- (1) 福祉避難所の指定促進、運営体制の支援
- (2) 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
- (3) 避難所運営マニュアルの整備

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- (1) 警察機能の維持
- (2) 留置施設等との連携
- (3) 信号機の減灯対策

3-2 県・市町における職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

- (1) 業務継続計画（BCP）の推進
- (2) 災害対策本部の機能強化
- (3) 通信・情報共有システムの充実

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- (1) 防災拠点施設等における停電対策
- (2) 通信事業者との連携強化

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

- (1) テレビ・ラジオ放送の中断等対策

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- (1) 災害関連情報の伝達手段の多様化等
- (2) 県民の防災・減災意識の向上等
- (3) 適切な避難行動の呼びかけ等
- (4) 災害弱者対策

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- (1) サプライチェーンの寸断対策
- (2) エネルギー供給体制の確保
- (3) 基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策

5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災

- (1) 石油コンビナート等における防災対策や事業継続の推進

5-3 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- (1) 金融機関における防災対策の推進

5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- (1) 食料等の供給体制の確保
- (2) 物流機能等の維持・早期再開

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- (1) ライフライン事業者の防災対策の推進
- (2) エネルギー供給の多様化
- (3) 水資源の確保や節水型社会の推進

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- (1) 汚水処理施設等の防災対策の推進

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止

- (1) 高速道路や緊急輸送道路等の整備促進
- (2) 港湾・漁港施設等の整備促進
- (3) 松山空港における防災対策の推進
- (4) 鉄道施設の耐震・安全対策の推進

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- (1) 海岸堤防等の整備、耐震対策
- (2) 信頼性の高い、広域のかつぎめ細かな災害時道路ネットワークの構築
- (3) 情報共有インフラの維持強化

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- (1) 市街地の火災対策
- (2) 海上・臨海部の広域複合災害対策
- (3) 建物倒壊等による交通麻痺

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- (1) 堤防・護岸等の防災対策
- (2) ため池やダム等の防災対策

7-3 有害物質の拡散・流出

- (1) 有害物質の拡散・流出対策
- (2) 伊方発電所の安全・防災対策の強化

7-4 農地、森林等の被害

- (1) 農地・農業水利施設の適切な安全管理
- (2) 森林の荒廃対策

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

- (1) 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築
- (2) 災害廃棄物処理への協力

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- (1) 復旧・復興を担う人材等の確保・育成
- (2) 地域コミュニティの活性化

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

- (1) 文化財の防災対策

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

- (1) 長期浸水への対策
- (2) 生活再建支援
- (3) 復興計画の作成

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

- (1) 風評被害等に対する対策

2 具体的な推進方針の内容

強靱化の推進方針として掲げる84項目の具体的な内容は、次のとおりである。

また、これら方針の実効性を確保するため、推進方針に基づく各施策の個別事業等に取り組むとともに、各施策に取り組んでいくべき実施主体・関係主体を、「行政」、「県民」、「事業者」の3つの区分で文末に記載している。

なお、施策の達成度や進捗状況を定量的に把握するため、可能な限り重要業績指標（KPI：Key Performance Indicators）を設定し、毎年度、分析・評価や必要な見直し等を行っていく。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

(1) 住宅・建築物等の耐震化等

- 本県における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅75.0%（H25）、特定建築物66.9%（H21）と全国水準を下回っていることから、県では、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を市町と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進するほか、県民や事業者においても、自分自身や従業員等の生命を守るため、積極的に耐震化に努める。【行政、県民、事業者】
- 耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や警察・消防施設、体育施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、「県耐震改修促進計画」において、防災拠点施設のうち、特に重要な施設の耐震診断を義務化（H29年度末期限・100%実施済み）し、耐震化を更に促進する。【行政】
- 主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に進める。【行政、県民、事業者】
- 大規模地震発生時における長周期地震動や液状化対策について、最新の知見や国の動向等を踏まえ、安全性を確保するための対策を図る。【行政、事業者】
- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場として安全・安心で快適な教育環境を確保することが重要であることから、平成29年度末の校舎等の耐震化完了後も、長寿命化対策とあわせ、非構造部材の耐震対策を推進する。【行政】

(2) 空き家対策

- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、市町と連携し、空き家の除去等を促進する。【行政、県民】

(3) 電柱・ブロック塀等に対する対策

- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化やブロック塀等の耐震化を促進する。【行政、県民、事業者】

(4) 大規模盛土造成地に対する対策

- 大規模地震発生時に、崩壊などの恐れがある大規模盛土造成地を抽出・公表するとともに、マップ等の作成により情報共有を図る。【行政、事業者】

(5) 火災対策

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。【行政、県民、事業者】
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る。【行政、県民、事業者】
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進める。【行政、県民】

(6) 災害対応能力の向上

- 警察や消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。【行政】
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。【行政、県民】
- 「愛媛県消防団広域相互応援協定」を踏まえた消防団合同訓練を東中南予ブロック内で実施することにより、消防団の広域協力体制の構築促す。【行政、県民】

| 1-1 重要業績指標 | | | |
|----------------------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
| 住宅の耐震化率 | 75.0% (H25年度) | 国調査の結果が 未公表 | 90.0% (R2年度) |
| 多数の者が利用する建築物の耐震化率 | 66.9% (H21年度) | 78.9% (H28年度) | 90.0% (R6年度) |
| 特に重要である防災拠点施設の耐震診断実施率【H29年度目標達成】 | 73.4% (H26年度) | 100% (H29年度) | 100% (H29年度) |
| 県立学校の耐震化率【H29年度目標達成】 | 82.0% (H27.4.1) | 100% (H29年度) | 100% (H29年度末) |

| | | | |
|--|----------------------|-----------------------|-------------------|
| 公立小中学校の耐震化率 | 87.1% (H27.4.1) | 96.4% (H31.4.1) | 100% (市町による) |
| 私立学校（非木造）の耐震化率 | 72.2% (H27.4.1) | 84.8% (H31.4.1) | 100%(各学校法人による) |
| 警察施設の耐震化率（警察署） | 50% (H26年度) | 81.3% (R元年度) | 100% (－) |
| 県庁舎の耐震化率 | 46.7% (H26年度) | 56.3% (H30年度) | 100% (－) |
| 県総合運動公園における建物耐震化率【R元年度目標達成】 | 71% (H26年度) | 100% (R元年度) | 100% (R3年度) |
| 初期微動（P波）感知型地震時管制運転装置設置 | 14.0% (H26年度) | 25.0% (H30年度) | 30.0% (R6年度) |
| 大規模盛土造成地マップの公表率（中核市及び権限移譲市を除く2市9町の区域）【H28年度目標達成】 | 0% (H27年度) | 100% (H28年度) | 100% (H28年度) |
| 消防力の整備指針に基づく消火資機材（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車）の平均充足率 | 84.5% (H27.4.1現在) | 国調査の結果が未公表 | 100% (－) |
| 市町が条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合 | 94% (H26年度) | 93.3% (H30.4.1現在) | 100% (R6年度) |
| 総合防災訓練実施回数 | 1回/年 (H27年度) | 豪雨災害により未実施 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 県・市町合同図上訓練実施回数 | 1回/年 (H27年度) | 1回/年 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 国・県合同訓練実施回数 | 1回/年 (H27年度) | 1回/年 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 自主防災組織の組織率（消防庁調査） | 91.0% (H27年度) | 94.0% (H31.4.1) | 100% (R6年度) |
| 自主防災組織の訓練実施率 | 45.7% (H26年度) | 59.5% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 県内の防災士資格取得者 | 2,949人 (H27年度) | 12,817人 (H30年度) | 21,561人 (R4年度) |
| 消防団広域合同訓練の実施回数 | | 3回/年 (R元年度) | 3回/年 (R2年度～) |

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(1) 海岸保全施設等の整備・耐震化等

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の高上げや耐震化、液状化対策等を、計画的かつ着実に進める。【行政】
- 河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設について、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を進めるとともに、津波遡上により越水が想定されている河川については、堤防の高上げを行う。【行政】

- 堤防等の整備に当たっては、地域の実情等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮する。【行政、事業者】

(2) ゼロメートル地帯の安全確保

- 東予地方の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。【行政、県民】
- 特に臨海部で津波浸水被害が想定されている東予地域において、地域と企業との災害時応援協定の締結を推進するとともに、実効性のある訓練を実施し、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進する。【行政、県民、事業者】

(3) 水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策

- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。【行政、県民】

(4) 津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底

- 津波からの避難を確実にを行うため、県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災意識啓発講演等を通じて、津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、市町において津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定等の対策を更に進める。【行政、県民、事業者】
- 津波から県民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備するため、津波災害警戒区域の指定を着実に進めるとともに、必要に応じ、高台への集団移転や避難タワーの整備等を検討する。【行政】

(5) 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、自治体においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県、市町及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する。【行政、事業者】

1-2 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 設計津波水位（レベル 1 津波）に対する海岸堤防・護岸等の整備率 | 70% (H25 年度) | 70% (H30 年度) | 73% (R6 年度) |
| 主要な水門・樋門・排水機場の耐震化率 | 88.0% (H25 年度) | 92.1% (H30 年度) | 100% (R6 年度) |
| 海岸堤防・護岸等の耐震化率 | 10% (H25 年度) | 16% (H30 年度) | 28% (R6 年度) |

| | | | |
|----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 津波災害警戒区域の指定済み市町 | 0市町 (H26年度) | 0市町 (H30年度) | 14市町 (－) |
| 都市計画街路整備密度 | 1.43km/km ² (H23年度) | 1.46km/km ² (H28年度) | 1.50km/km ² (R3年度) |
| 津波からの早期避難率 | － | 49.6% (H27年度) | 100% (－) |
| 南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施回数 | | 0回/年 (R元年度) | 1回/年 (R2年度～) |

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

(1) 河川堤防やダム等の治水施設の整備

- 大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。【行政】
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に進める。【行政】
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。【行政】
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。【行政】
- 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む。【行政】

(2) ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施するなど、地域の防災力を高める。【行政、県民、事業者】
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、水位周知河川の氾濫危険水位等の検証を進めるとともに、市町や県民等に対し、迅速かつ的確に河川防災情報を提供する。【行政、県民】

(3) 土砂災害防止施設の整備

- 大規模土砂災害に備え、国や市町等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。【行政、事業者】
- 砂防関係施設について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進する。【行政】

- 農地地すべり防止区域内において、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める。【行政】
- 林野地すべり防止区域内において、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める。【行政】
- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）の発生により、県単独では対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、国や関係機関と連携し、対策等について検討する。【行政】

(4) 土砂災害警戒区域等の指定促進等

- 土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生のおそれがある箇所において、土砂災害警戒区域等の基礎調査を5年以内（R元年度まで）に完了させ、区域指定の促進に努める。【行政、県民】
- 土砂災害警戒情報の発表などの情報を住民に確実に伝達するとともに、住民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。【行政、県民】
- 砂防学習会等を小・中学校等で開催することにより、土砂災害に関する教育や意識啓発を図る。【行政、県民】

(5) 農林業保全施設等の整備

- ため池や農業用ダム等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を推進するとともに、万が一、ため池等が決壊した場合に備え、ハザードマップの作成を支援する。【行政、県民】
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備など山地災害防止対策を着実に進める。【行政】
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【行政、県民】
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。【行政、県民、事業者】

1-3 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 洪水から守られる戸数 | 33,330 戸 (H25 年度) | 38,700 戸 (H30 年度) | 41,700 戸 (R4 年度) |
| 河川整備率(河川改修済み延長÷要河川改修延長) | 45.0% (H25 年度) | 45.1% (H30 年度) | 46.0% (R5 年度) |
| 大規模水害を想定した洪水浸水想定区域図の作成、氾濫危険水位の検証 | 0% (H27 年度) | 27% (H30 年度) | 100% (R6 年度) |
| 下水道による雨水整備率 | 43% (H25 年度) | 45% (H30 年度) | 46% (R2 年度) |
| 愛媛県水防協議会の開催回数 | 1 回/年 (-) | 1 回/年 (H30 年度) | 1 回/年 (-) |

| | | | |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| 海岸保全施設整備による防護面積 | 8,900ha (H26年度) | 9,010ha (H30年度) | 9,250ha (R4年度) |
| 下水道による浸水対策を実施している市町において内水ハザードマップの作成・公表等を実施した市町の割合 | 67% (H25年度) | 78% (H30年度) | 100% (R2年度) |
| 下水道施設(30年経過した処理場・ポンプ場)における長寿命化計画の策定割合 | 43% (H25年度) | 68% (H30年度) | 100% (R2年度) |
| 下水道施設(汚水処理・雨水排水)の老朽化に起因した機能停止の件数 | 0件 (H26年度) | 0件 (H30年度) | 0件 (—) |
| 大規模水害を想定した高潮浸水想定区域図の作成、氾濫危険水位の設定 | 0% (H27年度) | 0% (H30年度) | 100% (R3年度) |
| 土砂災害防止施設により保全される人家戸数 | 41,183戸 (H26年度) | 43,955戸 (H30年度) | 48,582戸 (R6年度) |
| 土砂災害警戒区域の調査箇所数 | 3,360箇所 (H25年度) | 8,003箇所 (H30年度) | 16,303箇所 (R元年度) |
| 土砂災害警戒区域の指定箇所数 | | 6,238箇所 (H30年度) | 16,303箇所 (R3年度) |
| 公共土木施設における長寿命化・修繕計画の策定割合【H30年度目標達成】 | 19% (H27年度) | 100% (H30年度) | 100% (R元年度) |
| 社会資本の老朽化に起因する重大事故ゼロ | — (H26年度) | 0件 (H30年度) | 0件 (—) |
| 農地地すべり防止区域の整備着手数 | 41箇所 (H26年度) | 46箇所 (H30年度) | 101箇所 (R6年度) |
| 土地改良施設耐震整備率 | 16% (H25年度) | 64% (H30年度) | 70% (R6年度) |
| 防災重点ため池のハザードマップ整備率 | 11% (H25年度) | 31% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 山地災害危険地区の着手率 | 30% (H25年度) | 38.5% (H30年度) | 40% (R10年度) |

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(1) 豪雪災害防災活動

- 地域の特性、孤立地区の発生、なだれの危険箇所等の把握に努めるとともに、県内全般の除雪用機械の配置状況、資機材の備蓄状況などを調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図る。【行政】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(1) 非常用備蓄の促進

- ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、県民に対し、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の食料等の家庭備蓄を呼びかける。【行政、県民】
- 家庭における備蓄や市町による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。【行政、事業者】
- 東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の重油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、国や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る。【行政、事業者】

(2) 支援物資の受入体制等の整備

- 県外等から支援物資を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点（物資拠点）」の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」について、国や市町、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行うほか、市町や関係機関等に対し、上記要領と連携した受援計画の策定を働きかける。【行政、事業者】
- 災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、既存の広域防災拠点（物資拠点）を補完する「物資拠点候補施設」を民間施設も含めて選定し、広域防災拠点（物資拠点）の拡充を図る。【行政、事業者】
- 大規模災害に備え締結している他都道府県との相互応援協定に基づき、他県と連携した防災訓練等を実施し、内容の見直しや詳細なマニュアルを作成するなど、協定の実効性の向上を図る。【行政】
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る。【行政、事業者】

(3) 輸送路の確保等

- 被災地に必要な物資を迅速かつ確実に供給するため、高速道路ネットワークにおける3つのミッシングリンク（「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」の未整備区間）の早期解消や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化に

努める。

- 高速道路ネットワーク（松山IC）と松山都市圏域の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道196号間の早期事業化を図る。
- 被災時における迅速な救援・救護を迅速かつ確実にするための重要物流道路や緊急輸送道路については、直轄国道のバイパス整備や4車線化等の基幹道路の機能向上や県管理道路の整備による県全体でのきめ細かな改良に努めることとし、「岩城橋」の整備等、離島におけるネットワークについても構築を推進する。また、耐震化等の防災対策を推進するとともに、四国という地域特性を考慮し、海上から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設等の耐震化等を着実に進める。【行政】

(4) 水道施設の耐震化等

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める。【行政、県民、事業者】

2-1 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|---|--------------------|--------------------|-------------------|
| 災害に備え生活物資を家庭で備蓄している県民の割合 | 30.5% (H25年度) | 調査結果が 未公表 | 100% (R6年度) |
| 広域防災拠点における資機材整備箇所 【H29年度目標達成】 | 7箇所 (H27年度) | 17箇所 (H29年度) | 17箇所 (H29年度) |
| 県営総合運動公園及び第3号南予ワイルドシティ都市公園の広域防災拠点活動の可能なオープンスペース面積 | 80,000㎡ (H26年度) | 93,000㎡ (H30年度) | 95,000㎡ (R元年度) |
| 広域防災・減災対策検討協議会開催回数 | 1回/年 (H27年度) | 1回/年 (H30年度) | 2回/年 (H28年度～) |
| 耐震強化岸壁整備率 | 66.7% (H25年度) | 83.3% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 臨港道路の耐震化実施率 | 6.9% (H25年度) | 27% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良率 | 97.1% (H25年度) | 97.7% (H30.4.1) | 100% (R6年度) |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良率 | 83.9% (H25年度) | 85.1% (H30.4.1) | 90% (R6年度) |
| 高規格幹線道路等の整備率 | 76.8% (H26年度) | 77.3% (H30年度) | 78.4% (R4年度) |
| 緊急に対策を要する地震防災関連道路の整備率 | 20.8% (H26年度) | 82.4% (H30年度) | 100% (-) |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長 | 2.3km (H26年度) | 2.3km (H30年度) | 6.1km (R4年度) |
| 松山IC～松山空港アクセス時間 | 約37分 (H26年度) | 約17分 (H30年度) | 約16分 (R1桁代後半) |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備率 | 83.3% (H25年度) | 95.2% (H30年度) | 100% (R4年度) |

| | | | |
|------------------|----------------|-------------------|----------------|
| 水道の基幹管路の耐震適合率 | 23% (H25年度) | 29.2% (H29年度末) | 40% (R6年度) |
| 重要給水施設への管路の耐震適合率 | 21% (H25年度) | 31.9% (H29年度末) | 45% (R6年度) |
| 工業用水道施設の耐震化率 | 34% (H26年度) | 74% (H30年度) | 100% (R4年度) |
| 受援計画策定市町数 | | 0市町 (H30年度) | 20市町 (R2年度) |

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

(1) 道路や港湾等における防災対策の強化

- 本県では、県土の約8割が山地となっているほか、独特の形状を有する佐田岬半島に代表される半島部や、瀬戸内海や宇和海沿岸に30を超える有人離島を有しており、大規模災害時には多くの孤立集落の発生が予想される。このため、(一)鳥井喜木津線や(一)岩城弓削線「岩城橋」等の緊急輸送道路や、農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める。【行政】
- 孤立を迅速に解消するため、国や市町、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する。【行政、事業者】

(2) 孤立集落対策の充実

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。【県民、行政】
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、消防防災ヘリコプターの装備等の充実を図るとともに、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保、ヘリサインの整備を促進する。【行政】
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、市町と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する。【行政、県民】

2-2 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|-----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 耐震強化岸壁整備率〔再掲〕 | 66.7% (H25年度) | 83.3% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 臨港道路の耐震化実施率〔再掲〕 | 6.9% (H25年度) | 27% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 県管理道路の防災対策の整備率 | 59.5% (H25年度) | 68.6% (H30年度) | 70.3% (R2年度) |

| | | | |
|---|------------------|-----------------|-----------------|
| 愛媛県道路啓開計画におけるマニュアルの作成【R元年度目標達成】 | — | 作成 (R元年度) | 作成 (—) |
| 愛媛県道路啓開マニュアルを踏まえた啓開訓練の実施 | — | 1回 (R元年度) | 1回/年 (R元年度～) |
| 小型船の災害時避難可能隻数 | 67隻 (H27年度) | 214隻 (H30年度) | 307隻 (R4年度) |
| 離島航路等が就航している係留施設の整備率 | 0% (H27年度) | 17% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 岸壁や物揚場等の延命化(防災対策)整備率 | 0% (H27年度) | 16% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合 | 59.0% (H25年度) | 国調査が 未実施 | 70% (R6年度) |
| 孤立する可能性がある集落のうちHJPT等でのホスト等が可能な場所を確保している割合 | 73.3% (H25年度) | 国調査が 未実施 | 100% (R6年度) |

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 救助・救急機関等との連携の強化

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。【行政】
- 全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点(進出・活動拠点)」の整備に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」について、国や市町、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行うほか、市町や関係機関等に対し、上記要領と連携した受援計画の策定を働きかける。【行政、事業者】

(2) 警察、消防施設の耐震化や資機材等の充実

- 救出・救助活動の中心となる警察、消防について、体制強化等を図るほか、防災拠点となる警察、消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。【行政】
- 地域防災の中核を担う消防団員については、地域コミュニティの衰退等に伴い、団員数の減少傾向が続いていることから、市町や関係団体と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る。【行政、県民】

2-3 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 緊急消防援助隊愛媛県隊の登録隊数 | 74隊 (H27年度) | 92隊 (R元年度) | 100隊 (R5年度) |
| 広域防災拠点における資機材整備箇所〔再掲〕 【H29年度目標達成】 | 7箇所 (H27年度) | 17箇所 (H29年度) | 17箇所 (H29年度) |

| | | | |
|--|----------------------|---------------------------|------------------|
| 総合防災訓練実施回数〔再掲〕 | 1回/年 (H27年度) | 豪雨災害により 未実施 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 県・市町合同図上訓練実施回数〔再掲〕 | 1回/年 (H27年度) | 1回/年 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 国・県合同訓練実施回数〔再掲〕 | 1回/年 (H27年度) | 1回/年 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 消防力の整備指針に基づく消火資機材（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車）の平均充足率〔再掲〕 | 84.5% (H27.4.1現在) | 国調査の結果が 未公表 | 100% (－) |
| 市町が条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合〔再掲〕 | 94% (H26年度) | 93.3% (H30.4.1現在) | 100% (R6年度) |
| 受援計画策定市町数〔再掲〕 | | 0市町 (H30年度) | 20市町 (R2年度) |

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

(1) 帰宅困難者等への対策

- 事業所等においては、被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄に努める。

【行政、県民、事業者】

- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と締結した応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する。【行政、事業者】

- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。【行政、事業者】

(2) 観光客の帰宅困難対策

- 本県には、道後温泉や瀬戸内しまなみ海道など数多くの観光地があり、災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、市町や地域の宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。【行政、事業者】

2-4 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|-------------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 愛媛県道路啓開計画におけるマニュアルの作成〔再掲〕【R元年度目標達成】 | － | 作成 (R元年度) | 作成 (－) |
| 愛媛県道路啓開マニュアルを踏まえた啓開訓練の実施〔再掲〕 | － | 1回 (R元年度) | 1回/年 (R元年度～) |
| 重要港湾における港湾BCP策定率【H28年度目標達成】 | 0% (H25年度) | 100% (H28年度) | 100% (H28年度) |

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- (1) 災害拠点病院の整備やドクターヘリ等の効率的な運用
 - 大規模災害時に、医療機能を全県体制で維持・確保するため、災害時において地域医療の拠点となる「災害拠点病院」の施設整備を促進する。【行政、事業者】
 - 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、導入予定の「ドクターヘリ」や消防防災ヘリ等の効率的な運用等について検討を進める。【行政】
- (2) 災害医療体制の充実強化
 - 大規模災害に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に必要な資機材の整備に努めるほか、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制の整備や災害医療に従事する人員の育成などを行うことにより、災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。
【行政】
 - 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。
【事業者、行政】
 - 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。【行政】
- (3) 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
 - 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、市町と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。【行政】
 - 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム（DH EAT）」の隊員養成に向けた研修会の開催や、活動マニュアルの整備等により運用体制を強化する。【行政】
 - 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種専門職から成る「災害時要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。
【行政、事業者】
- (4) エネルギー供給の長期途絶対策
 - 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点や病院等の医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。【行政、事業者】
 - 各ライフライン機関においては、被災地における救助・救急や医療活動等に必要エネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、自治体においても、平時から意見交換や情報

共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める。【行政、事業者】

2-5 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|---------------------|--------------------|------------------------------|---------------------------|
| 災害拠点病院の耐震化 | 75.0% (H26 年度) | 87.5% (H30 年度) | 100% (R3 年度) |
| 災害派遣医療チーム (DMAT) の数 | 23 チーム (H27 年度) | 25 チーム (H30 年度) | 28 チーム (R2 年度) |
| 愛媛県防災会議の開催回数 | 1 回/年 (H27 年度) | 豪雨災害により 開催見送り (H30 年度) | 1 回/年(必要に応じ) (H28 年度～) |

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備

- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時には、市町が行う消毒等に対する支援や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る。【行政、県民】
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、四国各県で策定した広域火葬計画に基づき、広域火葬訓練を実施するなど、広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。【行政、事業者】

2-6 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|---------------------------|----------------|------------------|------------------|
| 下水道BCP策定率 【H28 年度目標達成】 | 6% (H25 年度) | 100% (H28 年度) | 100% (H28 年度) |

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(1) 福祉避難所の指定促進、運営体制の支援

- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所が確保されるよう市町に対し福祉避難所の追加指定を促すとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、市町が開設する福祉避難所の実施体制の充実に向けた支援を行う。【行政、事業者】

(2) 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化

- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マ

マニュアル」を活用し、市町と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。【行政】

- 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成に向けた研修会の開催や、活動マニュアルの整備等により運用体制を強化する。【行政】
- 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種専門職から成る「災害時要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。【行政、事業者】

(3) 避難所運営マニュアルの整備

- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。【行政】

2-7 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|----------------------|-----|----------------|-----------------|
| 愛媛県災害時福祉支援連携協議会の開催回数 | | 2回/年 (R元年度) | 2回/年 (R2年度~) |
| 災害時要配慮者支援チーム登録者数 | | 104人 (R元年度) | 224人 (R5年度) |

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(1) 警察機能の維持

- 大規模地震発生時に、警察機能の低下により治安が悪化することを防ぐため、警察施設の耐震化を着実に推進する。【行政】
- 大規模災害時にも、公共の安全と治安の維持を図るため、「大規模災害対応愛媛県警察業務継続計画」に基づき、関係機関等と連携し、実践的な訓練を実施することにより、災害対応能力の向上を図るとともに、必要な装備資機材の整備や人材の育成を進める。【行政】

(2) 留置施設等との連携

- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設などを所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する。【行政】

(3) 信号機の滅灯対策

- 停電等による信号機の滅灯等が原因で発生する交通事故や交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を進める。【行政】

3-1 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|--------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|
| 警察施設の耐震化率（警察署）〔再掲〕 | 50% (H26年度) | 81.3% (R元年度) | 100% (-) |
| 信号機電源付加装置の整備率 | 53.1%(60基) (H26年度) | 88.5%(100基) (H30年度) | 100%(113基) (R6年度) |

3-2 県・市町における職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

(1) 業務継続計画（BCP）の推進

- 業務継続計画（BCP）の策定について、県では、本庁は21年度、地方局は23年度に策定し、27年度に改定を行ったことに加え、令和元年度中にはすべての市町で策定を完了したが、今後も最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。【行政】
- 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、「愛媛県ICT分野の業務継続計画」に基づき、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備しておくなど、事前の対策を継続的に実施する。【行政】

- 老朽化等が進む県所管庁舎の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。【行政】

(2) 災害対策本部の機能強化

- 大規模災害時に県の災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。【行政】
- 県災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む。【行政】
- 県災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、主要メンバーを中心に防災士の資格取得を促進する。【行政】
- 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。【行政】
- 大規模災害時に迅速かつ的確な支援を行えるよう設定したカウンターパート関係について、パートナー市町担当者間の交流や防災情報の共有などにより、平時から相互支援の関係性構築に努める。【行政】

(3) 通信・情報共有システムの充実

- 大規模災害時に、国や市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県防災通信システムの充実を図るとともに、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。【行政、事業者】
- 大規模災害時に、迅速かつ的確な医療救護活動等を展開するため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用体制を整備する。【行政、事業者】

3-2 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|----------------------------|------------------|---------------------------|--------------------------|
| 市町業務継続計画の策定率 【R元年度目標達成】 | 35% (H28.1) | 100% (R元年度) | 100% (R元年度) |
| 県庁舎の耐震化率〔再掲〕 | 46.7% (H26年度) | 56.3% (H30年度) | 100% (-) |
| 災害対策本部活動訓練の実施回数 | 1回/年 (H27年度) | 1回/年 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況（3日分） | 60% (H27年度) | 100% (H30年度) | 100% (H30年度～ R6年度) |
| 総合防災訓練実施回数〔再掲〕 | 1回/年 (H27年度) | 豪雨災害により 未実施 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |

| | | | |
|---------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 県・市町合同図上訓練実施回数〔再掲〕 | 1回／年 (H27年度) | 1回／年 (H30年度) | 1回／年 (H28年度～) |
| 国・県合同訓練実施回数〔再掲〕 | 1回／年 (H27年度) | 1回／年 (H30年度) | 1回／年 (H28年度～) |
| 防災通信システム等による情報伝達訓練実施回数 | 6回／年 (H27年度) | 6回／年 (H30年度) | 6回／年 (H28年度～) |
| 土木部防災訓練の実施回数 | 1回／年 (H27年度) | 1回／年 (H30年度) | 1回／年 (H28年度～) |
| EMIS登録医療機関を対象とした定期入力訓練の実施 | 8病院 (災害拠点病院) (H27年度) | 138病院 (EMIS登録医療機関) (R元年度) | 138病院 (EMIS登録医療機関) (R2年度～) |
| 受援計画策定市町数〔再掲〕 | | 0市町 (H30年度) | 20市町 (R2年度) |

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(1) 防災拠点施設等における停電対策

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する。【行政】
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める。【行政、事業者】
- 避難所や県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。【行政】

(2) 通信事業者との連携強化

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。【行政、事業者】

4-1 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 愛媛県防災会議の開催回数〔再掲〕 | 1回/年 (H27年度) | 豪雨災害により 開催見送り (H30年度) | 1回/年(必要に応じ) (H28年度～) |

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

(1) テレビ・ラジオ放送の中断等対策

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する。【事業者】
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する確な情報提供が出来るよう、市町の同報系防災行政無線など情報通信施設の整備を進めるほか、防災WEB、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや県防災メール、避難支援アプリ「ひめシェルター」の普及を促進する。【行政】

4-2 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|--------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 県防災メール等の登録者数 | 18,287人 (H26年度) | 29,942人 (H30年) | 55,442人 (R4年度) |

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 災害関連情報の伝達手段の多様化等

- 災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災WEB、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、避難支援アプリ「ひめシェルター」、緊急速報メール、コミュニティFM、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。
【行政、県民、事業者】
- システム等の運用に当たっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や市町、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。【行政、県民、事業者】
- 情報収集・提供手段の整備に加え、自治体等において、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達する人材の育成を図る。【行政】

(2) 県民の防災・減災意識の向上等

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、県民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、県ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、県民の防災・減災意識の高揚に努める。【行政、県民、事業者】
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など県民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。【行政、県民、事業者】
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域と連携した防災力の向上を積極的に推進する。【行政、県民】

(3) 適切な避難行動の呼びかけ等

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、市町は、空振りをおそれず、適切に住民に対し避難指示や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行う。【行政】
- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、県や市町、防災関係機関はもとより、県民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理

した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。【行政、県民、事業者】

(4) 災害弱者対策

- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える。【行政、県民、事業者】

4-3 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 防災通信システム等による情報伝達訓練実施回数〔再掲〕 | 6回／年 (H27年度) | 6回／年 (H30年度) | 6回／年 (H28年度～) |
| 住民への情報伝達訓練実施回数 | 0回／年 (H27年度) | 2回／年 (H30年度) | 2回／年 (H28年度～) |
| 県防災メール等の登録者数〔再掲〕 | 18,287人 (H26年度) | 29,942人 (H30年) | 55,442人 (R4年度) |
| DVD等を活用した小学生を対象とする防災意識啓発講演回数 | 5校／年 (H27年度) | 2校／年 (H30年度) | 10校／年 (H28年度～) |
| 防災意識啓発講演の実施回数（上記を除く） | 19回／年 (H26年度) | 8回／年 (H30年度) | 20回／年 (H28年度～) |
| 福祉避難所の指定状況の把握、情報提供等 | 1回／年 (H27年度) | 1回／年 (H30年度) | 1回／年 (H28年度～) |

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

(1) サプライチェーンの寸断対策

- 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、自治体も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う。【行政、事業者】
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合における防災対策を促進する。【行政、事業者】

(2) エネルギー供給体制の確保

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、自治体においても、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。【行政、事業者】
- 特に燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。【行政、事業者】

(3) 基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策

- 大規模災害により、瀬戸内しまなみ海道や高速道路、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や市町、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。【行政】

5-1 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|-------------------------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 耐震強化岸壁整備率〔再掲〕 | 66.7% (H25年度) | 83.3% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 重要港湾における港湾BCP策定率〔再掲〕 【H28年度目標達成】 | 0% (H25年度) | 100% (H28年度) | 100% (H28年度) |
| 臨港道路の耐震化実施率〔再掲〕 | 6.9% (H25年度) | 27% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 高規格幹線道路等の整備率〔再掲〕 | 76.8% (H26年度) | 77.3% (H30年度) | 78.4% (R4年度) |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長〔再掲〕 | 2.3km (H26年度) | 2.3km (H30年度) | 6.1km (R4年度) |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備率〔再掲〕 | 83.3% (H25年度) | 95.2% (H30年度) | 100% (R4年度) |

5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災

(1) 石油コンビナート等における防災対策や事業継続の推進

- 本県は、東予・中予地区に4つの石油コンビナート等特別防災区域を有しており、高圧ガスや危険物等を大量に貯蔵、取り扱っているため、大規模災害時には、周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する。【行政、事業者】
- 事業者においては、コンビナートエリア内における企業連携型の事業継続計画（BCP）や事業継続マネジメント（BCM）を策定し、継続して事業を実施するための取組みを強化する。【事業者】

5-2 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|------------------------------------|----------------|-----------------|----------------|
| 石油コンビナート等特別防災区域内事故件数 | 1件 (H25年度) | 4件 (H30年度) | 0件 (H28年度～) |
| 重要度の高い高圧ガス設備の耐震化率 | 34% (H27年度) | 81% (H30年度) | 100% (R5年度) |
| 特定・準特定屋外タンク貯蔵所の耐震化率 【H30年度目標達成】 | 89% (H27年度) | 100% (H30年度) | 100% (R元年度) |

5-3 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

(1) 金融機関における防災対策の推進

- 本県では、県内の主要な金融機関と災害時における連携協力協定を締結しているところであるが、引き続き協定に基づく取組みを推進する。【行政、事業者】
- 各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策を着実に進める。【事業者】

5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

(1) 食料等の供給体制の確保

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。【事業者、行政】
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画の策定を推進する。【行政、事業者】

(2) 物流機能等の維持・早期再開

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体との間で締

結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組みを推進する。【行政、事業者】

| 5-4 重要業績指標 | | | |
|-----------------|------------------|----------------------------|-------------------|
| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
| 土地改良施設耐震整備率〔再掲〕 | 16% (H25 年度) | 64% (H30 年度) | 70% (R6 年度) |
| 総合防災訓練実施回数〔再掲〕 | 1回/年 (H27 年度) | 豪雨災害により 未実施 (H30 年度) | 1回/年 (H28 年度～) |

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

(1) ライフライン事業者の防災対策の推進

- 大規模災害による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る。【事業者、行政】
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。【行政、事業者】

(2) エネルギー供給の多様化

- エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【行政、事業者】

(3) 水資源の確保や節水型社会の推進

- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。【行政、県民、事業者】
- 水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用等に関する情報提供等を通じ、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより、節水型社会づくりを推進する。【行政、県民、事業者】

6-1 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|--|-----------------|---------------------------|-------------------------|
| 愛媛県防災会議の開催回数〔再掲〕 | 1回/年 (H27年度) | 豪雨災害により 未実施 (H30年度) | 1回/年(必要に応じ) (H28年度～) |
| 水道の基幹管路の耐震適合率〔再掲〕 | 23% (H25年度) | 29.2% (H29年度末) | 40% (R6年度) |
| 重要給水施設への管路の耐震適合率〔再掲〕 | 21% (H25年度) | 31.9% (H29年度末) | 45% (R6年度) |
| 災害時における応急対策等に関する協定を締結している市町数（水道施設） 【R元年度目標達成】 | 12市町 (H26年度) | 20市町 (R元年度) | 20市町 (R元年度) |

| | | | |
|-------------------------------|----------------|-----------------|---------------------|
| 工業用水道管路の応急復旧用資材備蓄率【H28年度目標達成】 | 22% (H26年度) | 100% (H28年度) | 100% (H28年度) |
| 四国4県合同訓練(工業用水道)の参加者 | 4名 (H26年度) | 2名 (R元年度) | 毎年度2名以上 (H26年度～) |

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(1) 汚水処理施設等の防災対策の推進

- 大規模災害時における公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧が図られるよう、市町等と連携して、これら施設の業務継続計画(BCP)の策定を促進する。【行政】
- 下水道施設等の耐震化の推進と合わせ、管理機関間の相互連携や代替性の確保など、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。【行政、事業者】
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する。【行政、県民】

6-2 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|---|------------------|-------------------|-----------------|
| 下水道処理場及びポンプ場の耐震化率(着手含む) | 28% (H25年度) | 32% (H30年度) | 40% (R6年度) |
| 地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率(着手含む) | 59% (H25年度) | 61% (H30年度) | 67% (R6年度) |
| 下水道BCP策定率〔再掲〕 【H28年度目標達成】 | 6% (H25年度) | 100% (H28年度) | 100% (H28年度) |
| 下水道施設(30年経過した処理場・ポンプ場)における長寿命化計画の策定割合〔再掲〕 | 43% (H25年度) | 68% (H30年度) | 100% (R2年度) |
| 下水道施設(汚水処理・雨水排水)の老朽化に起因した機能停止の件数〔再掲〕 | 0件 (H26年度) | 0件 (H30年度) | 0件 (—) |
| 国の指針に基づく市町災害廃棄物処理計画策定率【R元年度目標達成】 | 0% (H26年度) | 100% (R元年度) | 100% (R元年度) |
| 合併処理浄化槽普及率 | 19.5% (H23年度) | 21.3% (H29年度末) | 23.8% (R4年度) |

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海、空)の長期間にわたる機能停止

(1) 高速道路や緊急輸送道路等の整備促進

- 大規模災害時の救命・救出活動や支援物資の輸送等を担う高速道路ネットワークにおける3つのミッシングリンク(「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」の未整備区間)の早期解消や、暫定2車線区間(四国縦貫自動車道(松山IC~大洲IC)、一般国道56号大洲道路)の早期4車線化に努めるほか、これらを補完する直轄国道、県管理道路の改築等を着実に実施

する。【行政】

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、山間部・半島部・離島等の孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進する。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進める。【行政】
- 広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、高速道路ネットワーク（松山IC）と松山都市圏域の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道 196 号間の早期事業化に努める。【行政】
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。【行政、事業者】
- トンネル内ラジオ再放送施設や海拔表示板等の整備を通じ、災害時における避難誘導の支援を行うとともに、主要道路に道路ライブカメラを設置することにより、災害時に最新の道路状況を提供する。また、災害時に継続して情報提供できるよう、道路情報提供装置の通信回線の多重化を進める。【行政】
- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。【行政】
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。【行政】
- 首都直下地震等の他地域で発生する大規模災害に備えるため、「山陽新幹線のリダンダンシーの確保」や「多重型国土軸の形成」の観点から、四国新幹線の整備計画への格上げや豊予海峡ルートを含む太平洋新国土軸構想の実現について、国に働き掛けを行うとともに、機運の醸成を図る。【行政、県民、事業者】

(2) 港湾・漁港施設等の整備促進

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾や漁港において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁などの整備を着実に進める。また、水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める。【行政】
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。【行政】
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める。【行政】

(3) 松山空港における防災対策の推進

- 松山空港は、県内唯一の空港であり、人的・物的支援の窓口になるだけでなく、災害時には広域医療搬送拠点となるなど重要な防災拠点であることから、耐震化対策を進めるとともに、平時から連絡会議や合同訓練等を通じ、連携を強化する。

【行政、事業者】

(4) 鉄道施設の耐震・安全対策の推進

- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。【行政、事業者】

6-3 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|---|---------------------|---------------------|------------------------|
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良率〔再掲〕 | 97.1% (H25年度) | 97.7% (H30.4.1) | 100% (R6年度) |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良率〔再掲〕 | 83.9% (H25年度) | 85.1% (H30.4.1) | 90% (R6年度) |
| 高規格幹線道路等の整備率〔再掲〕 | 76.8% (H26年度) | 77.3% (H30年度) | 78.4% (R4年度) |
| 緊急に対策を要する地震防災関連道路の整備率〔再掲〕 | 20.8% (H26年度) | 82.4% (H30年度) | 100% (-) |
| 伊方発電所へのアクセスルート数 【H29年度目標達成】 | 1ルート (H26年度) | 3ルート (H29年度) | 3ルート (H29年度) |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長〔再掲〕 | 2.3km (H26年度) | 2.3 km (H30年度) | 6.1km (R4年度) |
| 松山IC～松山空港アクセス時間〔再掲〕 | 約37分 (H26年度) | 約17分 (H30年度) | 約16分 (R1 桁代後半) |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備率〔再掲〕 | 83.3% (H25年度) | 95.2% (H30年度) | 100% (R4年度) |
| 橋梁、トンネル及び大型構造物(シェッド、横断歩道橋、門型標識等)の個別施設計画を策定 【H30年度目標達成】 | - | 策定 (H30年度) | 策定 (H30年度) |
| 大規模災害に備えた道路情報提供装置の通信回線の多重化【H29年度目標達成】 | 0% (H27年度) | 100% (H29年度) | 100% (H29年度) |
| 愛媛県道路啓開計画におけるマニュアルの作成 〔再掲〕【R元年度目標達成】 | - | 作成 (R元年度) | 作成 (-) |
| 愛媛県道路啓開マニュアルを踏まえた啓開訓練の実施〔再掲〕 | - | 1回 (R元年度) | 1回/年 (R元年度～) |
| 耐震強化岸壁整備率〔再掲〕 | 66.7% (H25年度) | 83.3% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 重要港湾における港湾BCP策定率〔再掲〕【H28年度目標達成】 | 0% (H25年度) | 100% (H28年度) | 100% (H28年度) |
| JR松山駅高架橋延長 | 0 km(0%) (H27.1) | 0 km(0%) (H30年度) | 2.4 km(100%) (R6年度) |
| 公共土木施設における長寿命化・修繕計画の策定割合〔再掲〕 【H30年度目標達成】 | 19% (H27年度) | 100% (H30年度) | 100% (R元年度) |

| | | | |
|--------------------------|----------------|----------------|---------------|
| 社会資本の老朽化に起因する重大事故ゼロ〔再掲〕 | － (H26年度) | 0件 (H30年度) | 0件 (－) |
| 土地改良施設耐震整備率〔再掲〕 | 16% (H25年度) | 64% (H30年度) | 70% (R6年度) |
| 拠点漁港等のうち耐震化・耐津波対策が完了した漁港 | 0漁港 (H26年度) | 4漁港 (H30年度) | 8漁港 (R6年度) |

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(1) 海岸堤防等の整備、耐震対策

- 南海トラフ地震等の発生に備え、海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象に設計津波水位を設定し、堤防・護岸等の整備を推進する。
- 地震による津波に対し現況堤防高が確保されている場合でも、地盤の液状化等に伴う堤防・護岸、水門等の沈下や倒壊により、背後地への津波の浸水被害が懸念されているため、堤防・護岸、水門等の耐震化及び液状化対策を実施することにより、沿岸域の安全確保を図る。
- 水門・陸閘等については、地震による津波到達前の確実な閉鎖と操作員の安全確保を図る必要があるため、護岸開口部の統廃合・陸閘改修・常時閉鎖や水門操作の電動化等を実施する。

(2) 信頼性の高い、広域のかつきめ細かな災害時道路ネットワークの構築

- 災害時の広域的な救援・救護を可能とするため、高速道路ネットワークにおける3つのミッシングリンク（「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」の未整備区間）の早期解消や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化に努めるほか、これらを補完する直轄国道、県管理道路の改築等を着実に実施する。
- 高速道路ネットワーク（松山IC）と松山都市圏域の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道196号間の早期事業化を図る。
- 被災地への迅速かつきめ細かな救援・救護、機能復旧に必要な緊急輸送道路の整備や災害時でも通行可能な信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るための耐震化等の防災対策を推進する。

(3) 情報共有インフラの維持強化

- 県防災メールや避難支援アプリ「ひめシェルター」等に防災情報を発信している災害情報システムの高度化を図ることにより、市町による避難勧告等の発令や伝達を支援するほか、災害初期の被害を俯瞰的に把握する。また、広域的な支援

を受けるため国の基幹的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）等を活用して
 国と情報共有を行うなど、各種機能の強化を図る。【行政】

6-4 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|--------------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 設計津波水位（レベル 1 津波）に対する海岸堤防・護岸等の整備率〔再掲〕 | 70% (H25 年度) | 70% (H30 年度) | 73% (R6 年度) |
| 主要な水門・樋門・排水機場の耐震化率〔再掲〕 | 88.0% (H25 年度) | 92.1% (H30 年度) | 100% (R6 年度) |
| 海岸堤防・護岸等の耐震化率〔再掲〕 | 10% (H25 年度) | 16% (H30 年度) | 28% (R6 年度) |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良率〔再掲〕 | 97.1% (H25 年度) | 97.7% (H30.4.1) | 100% (R6 年度) |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良率〔再掲〕 | 83.9% (H25 年度) | 85.1% (H30.4.1) | 90% (R6 年度) |
| 高規格幹線道路等の整備率〔再掲〕 | 76.8% (H26 年度) | 77.3% (H30 年度) | 78.4% (R4 年度) |
| 緊急に対策を要する地震防災関連道路の整備率〔再掲〕 | 20.8% (H26 年度) | 82.4% (H30 年度) | 100% (-) |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長〔再掲〕 | 2.3km (H26 年度) | 2.3 km (H30 年度) | 6.1km (R4 年度) |
| 松山IC～松山空港アクセス時間〔再掲〕 | 約 37 分 (H26 年度) | 約 17 分 (H30 年度) | 約 16 分 (R1 桁代後半) |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備率〔再掲〕 | 83.3% (H25 年度) | 95.2% (H30 年度) | 100% (R4 年度) |
| 県防災メール等の登録者数〔再掲〕 | 18,287 人 (H26 年度) | 29,942 人 (H30 年) | 55,442 人 (R4 年度) |

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

(1) 市街地の火災対策

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。【行政、県民、事業者】（再掲）
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進める。【行政、県民】（再掲）
- 地震や津波による都市ガスやLPGガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。【行政、県民、事業者】

(2) 海上・臨海部の広域複合災害対策

- 本県は、東予・中予地区に4つの石油コンビナート等特別防災区域を有しており、高圧ガスや危険物を大量に貯蔵、取り扱っているため、大規模災害時には、周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する。【行政、事業者】（再掲）
- 臨海部で危険物質を取り扱う施設について、建物の耐震化を進めるとともに、防波堤や護岸等の整備・強化等の地震・津波対策を着実に進める。【行政、事業者】
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク、高圧ガス容器等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。【行政、事業者】
- 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める。【行政、県民、事業者】

(3) 建物倒壊等による交通麻痺

- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。【行政、県民、事業者】
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。【行政、事業者】（再掲）
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把

握に努める。【行政、事業者】

- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。【行政、事業者】

7-1 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|--|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 消防力の整備指針に基づく消火資機材（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車）の平均充足率〔再掲〕 | 84.5% (H27.4.1 現在) | 国調査の結果が 未公表 | 100% (-) |
| 市町が条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合〔再掲〕 | 94% (H26 年度) | 93.3% (H30.4.1 現在) | 100% (R6 年度) |
| 石油コンビナート等特別防災区域内事故件数〔再掲〕 | 1 件 (H25 年度) | 4 件 (H30 年度) | 0 件 (H28 年度～) |
| 重要度の高い高圧ガス設備の耐震化率〔再掲〕 | 34% (H27 年度) | 81% (H30 年度) | 100% (R5 年度) |
| 特定・準特定屋外タンク貯蔵所の耐震化率〔再掲〕【H30 年度目標達成】 | 89% (H27 年度) | 100% (H30 年度) | 100% (R 元年度) |
| 愛媛県道路啓開計画におけるマニュアルの作成〔再掲〕【R 元年度目標達成】 | — | 作成 (R 元年度) | 作成 (-) |
| 愛媛県道路啓開マニュアルを踏まえた啓開訓練の実施〔再掲〕 | — | 1 回 (R 元年度) | 1 回/年 (R 元年度～) |

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

(1) 堤防・護岸等の防災対策

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。【行政】

(2) ため池やダム等の防災対策

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。【行政】
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したため池ハザードマップの作成を支援する。【行政、県民】
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。【行政】

7-2 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|--------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 設計津波水位（レベル 1 津波）に対する海岸堤防・護岸等の整備率〔再掲〕 | 70% (H25 年度) | 70% (H30 年度) | 73% (R6 年度) |
| 海岸堤防・護岸等の耐震化率〔再掲〕 | 10% (H25 年度) | 16% (H30 年度) | 28% (R6 年度) |
| 主要な水門・樋門・排水機場の耐震化率〔再掲〕 | 88.0% (H25 年度) | 92.1% (H30 年度) | 100% (R6 年度) |
| 土地改良施設耐震整備率〔再掲〕 | 16% (H25 年度) | 64% (H30 年度) | 70% (R6 年度) |
| 防災重点ため池のハザードマップ整備率〔再掲〕 | 11% (H25 年度) | 31% (H30 年度) | 100% (R6 年度) |

7-3 有害物質の拡散・流出

(1) 有害物質の拡散・流出対策

- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努める。【事業者】
- 県や市町は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。【行政、事業者】
- 本県は、東予・中予地区に4つの石油コンビナート等特別防災区域を有しており、高圧ガスや危険物等を大量に貯蔵、取り扱っているため、大規模災害時には、周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する。【行政、事業者】（再掲）

(2) 伊方発電所の安全・防災対策の強化

- 四国唯一の伊方発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っているが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和 51 年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、平成 11 年には安全協定の確認書を改正し、発電所で発生した正常状態以外の全ての異常事態の通報連絡を求め、県がランク分けして公表するなどしており、今後も、引き続き県民に対する適時的確な情報提供に努める。
【行政、事業者】
- また、県では、福島第一原発事故を受けて、四国電力に対して国の基準を上回る電源対策や更なる揺れ対策といった8項目の追加安全対策の要請を行い、これに対して四国電力は、変電所からの配電線ルートの新設や概ね 1,000 ガル以上の耐震性確保対策を実施するなど、さらなる安全対策の向上を図っており、今後とも、四国電力に対し、県民の安全・安心の向上に向けて、伊方発電所の安全対策に不断に取り組むよう求める。【行政、事業者】
- 原子力発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備え、地域防災計画（原子

力災害対策編)や広域避難計画を策定したほか、平成27年10月には、国の原子力防災会議において関係省庁や周辺県等と連携して策定した伊方地域の緊急時対応が了承されるとともに、それらの計画に基づいて実践的な訓練を行ったところであり、今後も、訓練の検証結果を次年度以降の訓練や計画の改定に反映するなど継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の一層の充実強化を図る。

【行政、県民、事業者】

7-3 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|------------------------------------|------------------|-----------------|----------------|
| 石油コンビナート等特別防災区域内事故件数〔再掲〕 | 1件 (H25年度) | 4件 (H30年度) | 0件 (H28年度～) |
| 重要度の高い高圧ガス設備の耐震化率〔再掲〕 | 34% (H27年度) | 81% (H30年度) | 100% (R5年度) |
| 特定・準特定屋外タンク貯蔵所の耐震化率〔再掲〕【H30年度目標達成】 | 89% (H27年度) | 100% (H30年度) | 100% (R元年度) |
| 原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合 | 91.4% (H27年度) | 97% (H30年度) | 100% (R6年度) |

7-4 農地、森林等の被害

(1) 農地・農業水利施設の適切な保全管理

- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。【行政、県民】

(2) 森林の荒廃対策

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業など、効果的な山地防災対策を着実に進める。【行政】
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【行政、県民】(再掲)
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や環境教育を推進する。【行政、県民、事業者】(再掲)

7-4 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|-----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積 | 14,800ha (H26年度) | 15,874 ha (H30年度) | 19,100ha (R4年度) |
| 山地災害危険地区の着手率〔再掲〕 | 30% (H25年度) | 38.5% (H30年度) | 40% (R10年度) |
| 森林整備の推進(目標面積) | — | 6,208 ha (H29年度末) | 9,200ha/年 (R2年度) |

8 社会・経済が迅速にかつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

(1) 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築

- 県・市町の災害廃棄物処理計画に基づき、各市町における災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する市町職員のスキルアップを図る。【行政】
- 県内5地区（西条・今治・松山・宇和島・八幡浜）において設置している、県、市町、関係団体（（一社）えひめ産業資源循環協会及び（一社）愛媛県建設業協会）で構成されるブロック別災害廃棄物協議会を開催し、災害廃棄物処理の課題等について協議を行い、地域における災害廃棄物処理体制の構築を図る。【行政、事業者】

(2) 災害廃棄物処理への協力

- 県、市町、（一社）えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制の構築を図る。【行政、事業者】

8-1 重要業績指標

| 指 標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目 標 |
|--------------------------------------|---------------|----------------|----------------|
| 国の指針に基づく市町災害廃棄物処理計画策定率〔再掲〕【R元年度目標達成】 | 0% (H26年度) | 100% (R元年度) | 100% (R元年度) |

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

(1) 復旧・復興を担う人材等の確保・育成

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、現在実施している建設業BCP認定制度を継続して実施するとともに、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。【行政、事業者】
- 県・市町等（警察・消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受け入れるための体制を整備する。【行政】
- 県社会福祉協議会や県内ボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。【行政、事業者】

(2) 地域コミュニティの活性化

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、中間支援組織を核とした関係団体間での地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時からの顔の見える関係づくりを推進する。【行政、県民、事業者】
- 過疎地域においては、被災により住民が減少し、復興が困難となる可能性があることから、集落間をネットワークでつなぐ「小さな拠点」の整備を進めるとともに、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する。【行政、県民、事業者】

8-2 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 建設業BCPの認定率 | 50.8% (H25年度) | 67.6% (H30年度) | 80% (R6年度) |
| 土木部防災訓練の実施回数〔再掲〕 | 1回/年 (H27年度) | 1回/年 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 災害ボランティアコーディネーター研修会参加者数 | 275人 (H22～25年度) | 0人/年 (H30年度) | 100人/年 (H28年度～) |
| 災害ボランティアセンターに関する災害時対応訓練の実施 | 1回/年 (H27年度) | 1回/年 (H30年度) | 1回/年 (H28年度～) |
| 自主防災組織の組織率（消防庁調査）〔再掲〕 | 91.0% (H27年度) | 94.0% (H31.4.1) | 100% (R6年度) |
| 自主防災組織の訓練実施率〔再掲〕 | 45.7% (H26年度) | 59.5% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 県内の防災士資格取得者〔再掲〕 | 2,949人 (H27年度) | 12,817人 (H30年度) | 21,561人 (R4年度) |

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

(1) 文化財の防災対策

- 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ市町や関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と全県的な防災体制の強化を図る。【行政】【県民】

8-3 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|---------------|-----|----------------|-----------------|
| 文化財災害対応訓練等の開催 | | 1回/年 (R元年度) | 1回/年 (R2年度～) |

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

(1) 長期浸水への対策

- 海抜ゼロメートル地帯等の長期浸水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を着実に推進するとともに、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行うなど、早期に浸水を解消するための排水対策を推進する。【行政、事業者】
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する。【行政】

(2) 生活再建支援

- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める。【行政】
- 災害時に避難所や仮設住宅地等として活用を予定されている都市公園について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進める。【行政】
- 土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進する。【行政】
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する。【行政、県民】
- 災害により住宅等を無くした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する。【行政、事業者】
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、研修会等の開催を通じ、速やかに実施できる体制を整備する。【行政】
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した電子システムについて、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。【行政】
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、個人事業税や不動産取得税など被災時の県税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）を適切に実施する体制を整備する。【行政】
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を促進する。【行政、県民、事業者】

(3) 復興計画の作成

- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備

するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。【行政】

8-4 重要業績指標

| 指標 | 策定時 | 中間見直し時 | 目標 |
|---|---------------------|-------------------|----------------------|
| 耐震強化岸壁整備率〔再掲〕 | 66.7% (H25年度) | 83.3% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 設計津波水位（レベル1津波）に対する海岸堤防・護岸等の整備率〔再掲〕 | 70% (H25年度) | 70% (H30年度) | 73% (R6年度) |
| 主要な水門・樋門・排水機場の耐震化率〔再掲〕 | 88.0% (H25年度) | 92.1% (H30年度) | 100% (R6年度) |
| 海岸堤防・護岸等の耐震化率〔再掲〕 | 10% (H25年度) | 16% (H30年度) | 28% (R6年度) |
| 下水道による浸水対策を実施している市町において内水ハザードマップの作成・公表等を実施した市町の割合〔再掲〕 | 67% (H25年度) | 78% (H30年度) | 100% (R2年度) |
| 指定避難所への資機材の整備率 【H28年度目標達成】 | 19% (H26年度) | 49% (H28年度) | 44% (H28年度) |
| 避難所運営リーダー育成研修の受講者数 【H29年度事業完了】 | 368人 (H27年度) | 1,251人 (H29年度) | 1,000人 (H29年度) |
| 被災宅地危険度判定士の人数 | 1,085人 (H27.4.1) | 1,461人 (H30年度) | 1,500人以上維持 (R2年度) |
| 被災宅地危険度判定調整員の人数 | 0人 (H27.4.1) | 88人 (H30年度) | 50人以上維持 (R2年度) |
| 被災建築物応急危険度判定士県内養成総数 | 700人 (H25年度) | 846人 (H30年度) | 1,000人 (-) |

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(1) 風評被害等に対する対策

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。【行政、事業者】

3 施策分野ごとの強靱化の推進方針

「施策分野ごとの強靱化の推進方針」は、別紙2として、巻末に添付している。
 なお、各施策分野における、県の主な担当部局は以下のとおりである。

《個別施策分野》

| 施策分野 | 主な担当部局 |
|---------------------|-----------------------|
| ① 行政機能、警察・消防等、防災教育等 | 総務部、県民環境部、教育委員会事務局、県警 |
| ② 住宅・都市、国土保全、土地利用 | 農林水産部、土木部 |
| ③ 保健医療・福祉 | 保健福祉部、公営企業管理局 |
| ④ 産業、金融、エネルギー | 県民環境部、経済労働部 |
| ⑤ ライフライン、情報通信 | 企画振興部、県民環境部、公営企業管理局 |
| ⑥ 交通・物流 | 企画振興部、土木部 |
| ⑦ 農林水産 | 農林水産部 |
| ⑧ 環境 | 県民環境部、土木部 |

《横断的施策分野》

| 施策分野 | 主な担当部局 |
|----------------|---------------|
| ① リスクコミュニケーション | 全 部 局 |
| ② 人材育成 | 全 部 局 |
| ③ 官民連携 | 全 部 局 |
| ④ 老朽化対策 | 総務部、農林水産部、土木部 |
| ⑤ 地域づくり | 企画振興部、県民環境部 |

第5章 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、人命保護を最優先に、強靱化に資する緊急性や効果の大きさ等を踏まえ、次の15の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化プログラムとして設定する。

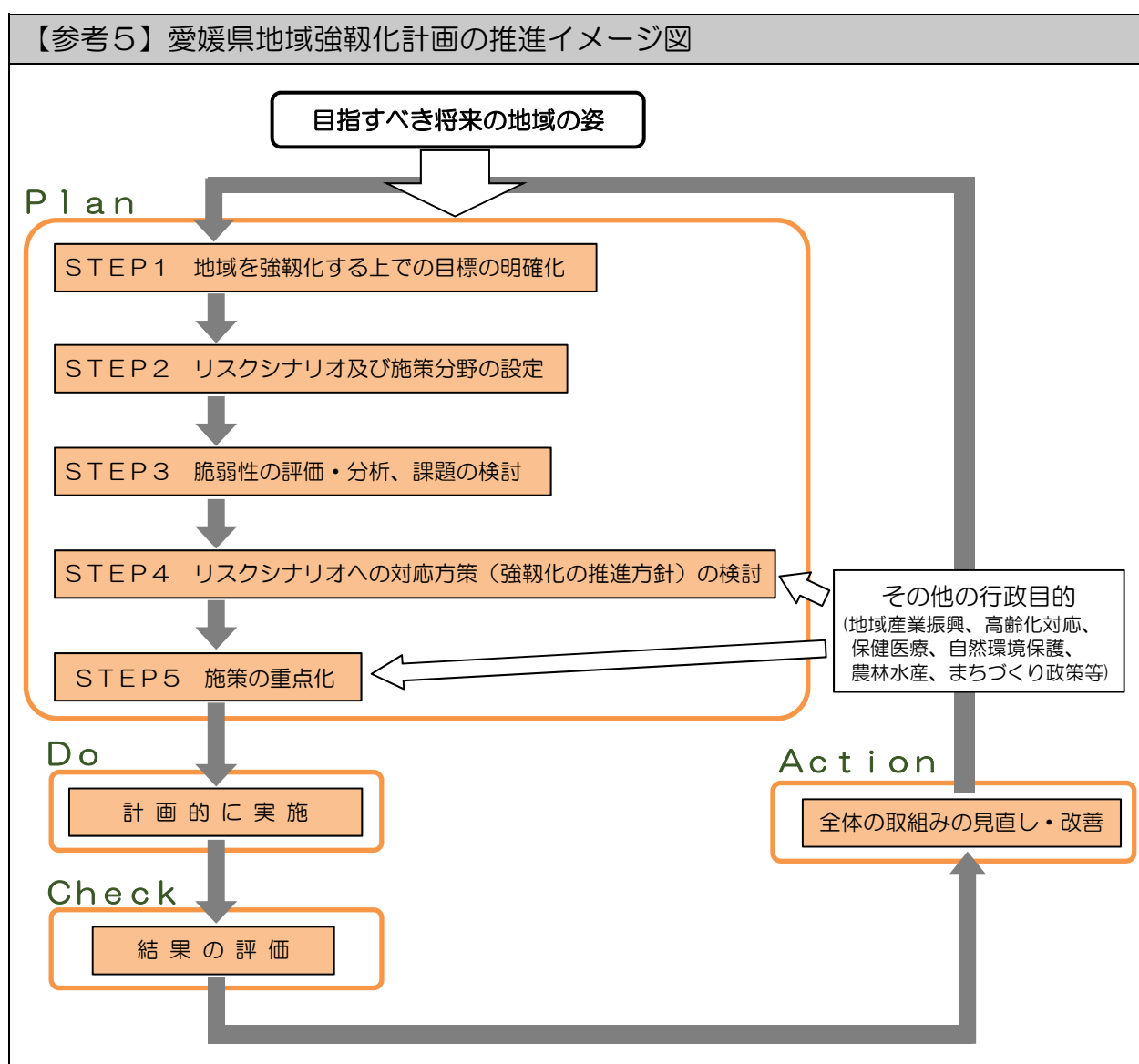
| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|------------|---|------------------------|--|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-2 | 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生 |
| | | 2-3 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-5 | 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-2 | 県・市町における職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-3 | 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止 |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生 |
| | | 7-2 | ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-3 | 有害物質の拡散・流出 (伊方発電所の安全・防災対策の強化等) |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-2 | 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態 |

第6章 計画の推進

本計画については、平成27年4月に設置した「防災・減災対策推進会議」を中心に、県を挙げて取り組んでいくほか、県その他計画の強靱化に関する箇所を、本計画に沿った内容に修正・調整していく。

また、本県の強靱化を着実に進めていくため、本計画に基づき各種施策を実施するとともに、重要業績指標を用いて、毎年度、計画の達成度や進捗状況を分析・評価し、必要に応じ見直しを実施するというPDCAサイクルを繰り返し実施していくこととする。

さらには、国の基本計画や市町の作成する地域計画、関係機関や民間における取り組み等を踏まえ、国、市町、県民、事業者や他県等と連携し、計画を推進していくこととする。



(参 考)

《別紙 1》

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性の評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- 本県における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 75.0% (H25)、特定建築物 66.9% (H21) と全国水準を下回っていることから、県では、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を市町と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進するほか、県民や事業者においても、自分自身や従業員等の生命を守るため、積極的に耐震化に努める必要がある。
- 耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や警察・消防施設、体育施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、「県耐震改修促進計画」において、防災拠点施設のうち、特に重要な施設の耐震診断を義務化 (H29 年度末期限) し、耐震化を更に促進する必要がある。
- 主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
- 大規模地震発生時における長周期地震動や液状化対策について、最新の知見や国の動向等を踏まえ、安全性を確保するための対策を図る必要がある。
- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場として安全・安心で快適な教育環境を確保することが重要であることから、平成 29 年度末の校舎等の耐震化完了後も、長寿命化対策とあわせ、非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、市町と連携し、空き家の除去等を促進する必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化やブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
- 大規模地震発生時に、崩壊などの恐れがある大規模盛土造成地を抽出・公表するとともに、マップ等の作成により情報共有を図る必要がある。
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 m に満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進める必要がある。
- 警察や消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。
- 「愛媛県消防団広域相互応援協定」を踏まえた消防団合同訓練を東中南予ブロック内で実施することにより、消防団の広域協力体制の構築を促す必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻

度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、計画的かつ着実に進める必要がある。

- 河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設について、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を進めるとともに、津波遡上により越水が想定されている河川については、堤防の嵩上げを行う必要がある。
- 堤防等の整備に当たっては、地域の実情等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。
- 東予地方の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。
- 特に臨海部で津波浸水被害が想定されている東予地域において、地域と企業との災害時応援協定の締結を推進するとともに、実効性のある訓練を実施し、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進する必要がある。
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- 津波からの避難を確実にを行うため、県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災意識啓発講演等を通じて、津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、市町において津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定等の対策を更に進める必要がある。
- 津波から県民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備するため、津波災害警戒区域の指定を着実に進めるとともに、必要に応じ、高台への集団移転や避難タワーの整備等を検討する必要がある。
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、自治体においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につながる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県、市町及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する必要がある。

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する必要がある。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。
- 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施するなど、地域の防災力を高める必要がある。
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、水位周知河川の氾濫危険水位等の検証を進めるとともに、市町や県民等に対し、迅速かつ的確に河川防災情報を提供する必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や市町等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 砂防関係施設について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進する必要がある。
- 農地地すべり防止区域内において、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める必要がある。

- 林野地すべり防止区域内において、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める必要がある。
- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）の発生により、県単独では対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、国や関係機関と連携し、対策等について検討する必要がある。
- 土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生のおそれがある箇所において、土砂災害警戒区域等の基礎調査を5年以内（R元年度まで）に完了させ、区域指定の促進に努める必要がある。
- 土砂災害警戒情報の発表などの情報を住民に確実に伝達するとともに、住民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。
- 砂防学習会等を小・中学校等で開催することにより、土砂災害に関する教育や意識啓発を図る必要がある。
- ため池や農業用ダム等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を推進するとともに、万が一、ため池等が決壊した場合に備え、ハザードマップの作成を支援する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備など山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 地域特性、孤立地区の発生、なだれの危険箇所等の把握に努めるとともに、県内全般の除雪用機械の配置状況、資機材の備蓄状況などを調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図る必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、県民に対し、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の食料等の家庭備蓄を呼びかける必要がある。
- 家庭における備蓄や市町による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。
- 東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の重油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、国や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る必要がある。
- 県外等から支援物資を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点（物資拠点）」の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」について、国や市町、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行うほか、市町や関係機関等に対し、上記要領と連携した受援計画の策定を働きかける必要がある。
- 災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、既存の広域防災拠点（物資拠点）を補完する「物資拠点候補施設」を民間施設も含めて選定し、広域防災拠点（物資拠点）の拡充を図る必要がある。
- 大規模災害に備え締結している他都道府県との相互応援協定に基づき、他県と連携した防災訓練等を実施し、内容の見直しや詳細なマニュアルを作成するなど、協定の実効性の向上を図る必要がある。
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制

の維持・強化を図る必要がある。

- 被災地に必要な物資を迅速かつ確実に供給するため、高速道路ネットワークにおける3つのミッシングリンク（「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」の未整備区間）の早期解消や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化に努める必要がある。
- 高速道路ネットワーク（松山IC）と松山都市圏域の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道196号間の早期事業化を図る必要がある。
- 被災時における迅速な救援・救護を迅速かつ確実にするための重要物流道路や緊急輸送道路については、直轄国道のバイパス整備や4車線化等の基幹道路の機能向上や県管理道路の整備による県全体でのきめ細やかな改良に努めることとし、「岩城橋」の整備等、離島におけるネットワークについても構築を推進する。また、耐震化等の防災対策を推進するとともに、四国という地域特性を考慮し、海上から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設等の耐震化等を着実に進める必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- 本県では、県土の約8割が山地地域となっているほか、独特の形状を有する佐田岬半島に代表される半島部や、瀬戸内海や宇和海沿岸に30を超える有人離島を有しており、大規模災害時には多くの孤立集落の発生が予想される。このため、(一)鳥井喜木津線や(一)岩城弓削線「岩城橋」等の緊急輸送道路や、農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や市町、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、消防防災ヘリコプターの装備等の充実を図るとともに、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保、ヘリサインの整備を促進する必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、市町と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。
- 全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点（進出・活動拠点）」の整備に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」について、国や市町、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行うほか、市町や関係機関等に対し、上記要領と連携した受援計画の策定を働きかける必要がある。
- 救出・救助活動の中心となる警察、消防について、体制強化等を図るほか、防災拠点となる警察、消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る必要がある。
- 地域防災の中核を担う消防団員については、地域コミュニティの衰退等に伴い、団員数の減少傾向が続いていることから、市町や関係団体と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- 事業所や学校等においては、被災して従業員や生徒等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄に努める必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と締結した応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する必要がある。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- 本県には、道後温泉や瀬戸内しまなみ海道など数多くの観光地があり、災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、市町や地域の宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- 大規模災害時に、医療機能を全県体制で維持・確保するため、災害時において地域医療の拠点となる「災害拠点病院」の施設整備を促進する必要がある。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、導入予定の「ドクターヘリ」や消防防災ヘリ等の効率的な運用等について検討を進める必要がある。
- 大規模災害に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に必要な資機材の整備に努めるほか、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制の整備や災害医療に従事する人員の育成などを行うことにより、災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。
- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、市町と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る必要がある。
- 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成に向けた研修会の開催や、活動マニュアルの整備等により運用体制を強化する必要がある。
- 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「災害時要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点や病院等の医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。
- 各ライフライン機関においては、被災地における救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、自治体においても、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時には、市町が行う消毒等に対する支援や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、四国各県で策定した広域火葬計画に基づき、広域火葬訓練を実施するなど、広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所が確保されるよう市町に対し福祉避難所の追加指定を促すとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、市町が開設する福祉避難所の実施体制の充実にに向けた支援を行う必要がある。
- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、市町と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る必要がある。
- 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成に向けた研修会の開催や、活動マニュアルの整備等により運用体制を強化する必要がある。
- 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「災害時要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 大規模地震発生時に、警察機能の低下により治安が悪化することを防ぐため、警察施設の耐震化を着実に推進する必要がある。
- 大規模災害時にも、公共の安全と治安の維持を図るため、「大規模災害対応愛媛県警察業務継続計画」に基づき、関係機関等と連携し、実践的な訓練を実施することにより、災害対応能力の向上を図るとともに、必要な装備資機材の整備や人材の育成を進める必要がある。
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設などを所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。
- 停電等による信号機の滅灯等が原因で発生する交通事故や交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を進める必要がある。

3-2 県・市町における職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

- 業務継続計画（BCP）の策定について、県では、本庁は21年度、地方局は23年度に策定し、27年度に改定を行ったことに加え、令和元年度中にはすべての市町で策定を完了したが、今後も最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。
- 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、「愛媛県ICT分野の業務継続計画」に基づき、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備しておくなど、事前の対策を継続的に実施する必要がある。
- 老朽化等が進む県所管庁舎の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
- 大規模災害時に県の災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める必要がある。
- 県災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む必要がある。
- 県災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、主要メンバーを中心に防災士の資格取得を促進する必要がある。
- 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める

必要がある。

- 大規模災害時に、国や市町、関係機関等と、迅速かつ確かな情報収集・伝達を行うため、県防災通信システムの充実を図るとともに、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時に、迅速かつ確かな医療救護活動等を展開するため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用体制を整備する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに燃料を確保する必要がある。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める必要がある。
- 避難所や県・市町庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。
- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する必要がある。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する確かな情報提供が出来るよう、市町の同報系防災行政無線など情報通信施設の整備を進めるほか、防災WEB、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや県防災メール、避難支援アプリ「ひめシェルター」の普及を促進する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災WEB、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、避難支援アプリ「ひめシェルター」、緊急速報メール、コミュニティFM、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
- システム等の運用に当たっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や市町、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- 情報収集・提供手段の整備に加え、自治体等において、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達する人材の育成を図る必要がある。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、県民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、県ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、県民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など県民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。
- 学校等において、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域の核となる学校を通じた地域防災力の向上を積極的に推

進する必要がある。

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、市町は、空振りをおそれず、適切に住民に対し避難指示や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行う必要がある。
- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、県や市町、防災関係機関はもとより、県民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、自治体も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う必要がある。
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合における防災対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、自治体においても、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する必要がある。
- 特に燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- 大規模災害により、瀬戸内しまなみ海道や高速道路、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や市町、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。

5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災

- 本県は、東予・中予地区に4つの石油コンビナート等特別防災区域を有しており、高圧ガスや危険物等を大量に貯蔵、取り扱っているため、大規模災害時には、周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する必要がある。
- 事業者においては、コンビナートエリア内における企業連携型の事業継続計画（BCP）や事業継続マネジメント（BCM）を策定し、継続して事業を実施するための取組みを強化する必要がある。

5-3 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- 本県では、県内の主要な金融機関と災害時における連携協力協定を締結しているところであるが、引き続き協定に基づく取組みを推進する必要がある。
- 各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策を着実に進める必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。

- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画の策定を推進する必要がある。
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組みを推進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る必要がある。
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用等に関する情報提供等を通じ、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより、節水型社会づくりを推進する必要がある。

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時における公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧が図られるよう、市町等と連携して、これら施設の業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- 下水道施設等の耐震化の推進と合わせ、管理機関間の相互連携や代替性の確保など、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する必要がある。

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時の救命・救出活動や支援物資の輸送等を担う高速道路ネットワークにおける3つのミッシングリンク（「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」の未整備区間）の早期解消や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化に努めるほか、これらを補完する直轄国道、県管理道路の改築等を着実に実施する必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、山間部・半島部・離島等の孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進する。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進める必要がある。
- 広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、高速道路ネットワーク（松山IC）と松山都市圏域の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道196号間の早期事業化に努める必要がある。

- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。
- トンネル内ラジオ再放送施設や海拔表示板等の整備を通じ、災害時における避難誘導の支援を行うとともに、主要道路に道路ライブカメラを設置することにより、災害時に最新の道路状況を提供する。また、災害時に継続して情報提供できるよう、道路情報提供装置の通信回線の多重化を進める必要がある。
- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 首都直下地震等の他地域で発生する大規模災害に備えるため、「山陽新幹線のリダンダンシーの確保」や「多重型国土軸の形成」の観点から、四国新幹線の整備計画への格上げや豊予海峡ルートを含む太平洋新国土軸構想の実現について、国に働き掛けを行うとともに、機運の醸成を図る必要がある。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾や漁港において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁などの整備を着実に進める。また、水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める必要がある。
- 松山空港は、県内唯一の空港であり、人的・物的支援の窓口になるだけでなく、災害時には広域医療搬送拠点となるなど重要な防災拠点であることから、耐震化対策を進めるとともに、平時から連絡会議や合同訓練等を通じ、連携を強化する必要がある。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 災害時の広域的な救援・救護を可能とするため、高速道路ネットワークにおける3つのミッシングリンク（「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」）の未整備区間の早期解消や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化に努めるほか、これらを補完する直轄国道、県管理道路の改築等を着実に実施する必要がある。
- 高速道路ネットワーク（松山IC）と松山都市圏域の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道196号間の早期事業化を図る必要がある。
- 被災地への迅速かつきめ細かな救援・救護、機能復旧に必要な緊急輸送道路の整備や災害時でも通行可能な信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るための耐震化等の防災対策を推進する必要がある。
- 県防災メールや避難支援アプリ「ひめシェルター」等に防災情報を発信している災害情報システムの高度化等を図ることにより、市町による避難勧告等の発令や伝達を支援するほか、災害初期の被害を俯瞰的に把握する。また、広域的な支援を受けるため国の基幹的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）等を活用して国と情報共有を行うなど、各機能の強化を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次

災害の発生

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。（再掲）
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進める必要がある。（再掲）
- 地震や津波による都市ガスやL Pガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 本県は、東予・中予地区に4つの石油コンビナート等特別防災区域を有しており、高圧ガスや危険物等を大量に貯蔵、取り扱っているため、大規模災害時には、周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する必要がある。（再掲）
- 臨海部で危険物質を取り扱う施設について、建物の耐震化を進めるとともに、防波堤や護岸等の整備・強化等の地震・津波対策を着実に進める必要がある。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク、高圧ガス容器等が流出し二次災害を生ずるおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。
- 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。（再掲）
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。

7-2 たため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- たため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したため池ハザードマップの作成を支援する必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある。

7-3 有害物質の拡散・流出

- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努める必要がある。
- 県や市町は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。

- 本県は、東予・中予地区に4つの石油コンビナート等特別防災区域を有しており、高圧ガスや危険物等を大量に貯蔵、取り扱っているため、大規模災害時には、周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する必要がある。（再掲）
- 四国唯一の伊方発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っているが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和51年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、平成11年には安全協定の確認書を改正し、発電所で発生した正常状態以外の全ての異常事態の通報連絡を求め、県がランク分けして公表するなどしており、今後も、引き続き県民に対する適時的確な情報提供に努める必要がある。
- また、県では、福島第一原発事故を受けて、四国電力に対して国の基準を上回る電源対策や更なる揺れ対策といった8項目の追加安全対策の要請を行い、これに対して四国電力は、変電所からの配電線ルートの新設や概ね1,000ガル以上の耐震性確保対策を実施するなど、さらなる安全対策の向上を図っており、今後とも、四国電力に対し、県民の安全・安心の向上に向けて、伊方発電所の安全対策に不断に取り組むよう求める必要がある。
- 原子力発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を策定したほか、平成27年10月には、国の原子力防災会議において関係省庁や周辺県等と連携して策定した伊方地域の緊急時対応が了承されるとともに、それらの計画に基づいて実践的な訓練を行ったところであり、今後も、訓練の検証結果を次年度以降の訓練や計画の改定に反映するなど継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。

7-4 農地、森林等の被害

- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業など、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。（再掲）
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や環境教育を推進する必要がある。（再掲）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

- 県・市町の災害廃棄物処理計画に基づき、各市町における災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する市町職員のスキルアップを図る必要がある。
- 県内5地区（西条・今治・松山・宇和島・八幡浜）において設置している、県、市町、関係団体（（一社）えひめ産業資源循環協会及び（一社）愛媛県建設業協会）で構成されるブロック別災害廃棄物協議会を開催し、災害廃棄物処理の課題等について協議を行い、地域における災害廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。
- 県、市町、（一社）えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制の構築を図る必要がある。

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠

であることから、現在実施している建設業BCP認定制度を継続して実施するとともに、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。

- 県・市町等（警察・消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。
- 県社会福祉協議会や県内ボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図るとともに地域課題の解決に取り組むため、中間支援組織を核とした関係団体間での地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時からの顔の見える関係づくりを推進する必要がある。
- 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、集落間をネットワークでつなぐ「小さな拠点」の整備を進めるとともに、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

- 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ市町や関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と全県的な防災体制の強化を図る必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

- 海抜ゼロメートル地帯等の長期浸水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を着実に推進するとともに、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行うなど、早期に浸水を解消するための排水対策を推進する必要がある。
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める必要がある。
- 災害時に避難所や仮設住宅地等として活用を予定されている都市公園について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進める必要がある。
- 土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進する必要がある。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する必要がある。
- 災害により住宅等を無くした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、研修会等の開催を通じ、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した電子システムについて、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する必要がある。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、個人事業税や不動産取得税など被災時の県税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）を適切に実施する体制を整備する必要がある。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き

受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を促進する必要がある。

- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める必要がある。

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。

《別紙 2》 「施策分野」 ごとの強靱化の推進方針

1 個別施策分野

① 行政機能、警察・消防等、防災教育等

- 業務継続計画（BCP）の策定について、県では、本庁は 21 年度、地方局は 23 年度に策定し、27 年度に改定を行ったことに加え、令和元年度中にはすべての市町で策定を完了したが、今後も最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。
- 大規模災害時に県の災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。
- 県災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む。
- 県災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、主要メンバーを中心に防災士の資格取得を促進する。
- 職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。
- 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、「愛媛県 ICT 分野の業務継続計画」に基づき、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備しておくなど、事前の対策を継続的に実施する。
- 大規模災害時に、国や市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県防災通信システムの充実を図るとともに、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。
- 大規模災害時に、迅速かつ的確な医療救護活動等を展開するため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用体制を整備する。
- 全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点（進出・活動拠点）」の整備に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」について、国や市町、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行うほか、市町や関係機関等に対し、上記要領と連携した受援計画の策定を働きかける。
- 県外等から支援物資を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点（物資拠点）」の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」について、国や市町、関係機関等と連携した訓練等の実施を通じ、定期的に検証や見直しを行うほか、市町や関係機関等に対し、上記要領と連携した受援計画の策定を働きかける。
- 災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、既存の広域防災拠点（物資拠点）を補完する「物資拠点候補施設」を民間施設も含めて選定し、広域防災拠点（物資拠点）の拡充を図る。
- 大規模災害に備え締結している他都道府県との相互応援協定に基づき、他県と連携した防災訓練等を実施し、内容の見直しや詳細なマニュアルを作成するなど、協定の実効性の向上を図る。
- 県・市町等（警察・消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、消防防災ヘリコプターの装備等の充実を図るとともに、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保、ヘリサインの整備を促進する。
- 家庭における備蓄や市町による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。
- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制

の維持・強化を図る。

- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と締結した応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、個人事業税や不動産取得税など被災時の県税の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）を適切に実施する体制を整備する。
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。
- 救出・救助活動の中心となる警察、消防について、体制強化等を図るほか、防災拠点となる警察、消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。
- 警察や消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。
- 大規模地震発生時に、警察機能の低下により治安が悪化することを防ぐため、警察施設の耐震化を着実に推進する。
- 大規模災害時にも、公共の安全と治安の維持を図るため、「大規模災害対応愛媛県警察業務継続計画」に基づき、関係機関等と連携し、実践的な訓練を実施することにより、災害対応能力の向上を図るとともに、必要な装備資機材の整備や人材の育成を進める。
- 停電等による信号機の滅灯等が原因で発生する交通事故や交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を進める。
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進める。
- 地域防災の中核を担う消防団員については、地域コミュニティの衰退等に伴い、団員数の減少傾向が続いていることから、市町や関係団体と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る。
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、自治体においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県・市町が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する。
- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。
- 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ市町や関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と全県的な防災体制の強化を図る。
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した電子システムの円滑な運用を図るため、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。

② 住宅・都市、国土保全、土地利用

- 本県における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 75.0% (H25)、特定建築物 66.9% (H21) と全国水準を下回っていることから、県では、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を市町と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進するほか、県民や事業者においても、自分自身や従業員等の生命を守るため、積極的に耐震化に努める。
- 耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や警察・消防施設、体育施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、「県耐震改修促進計画」において、防災拠点施設のうち、特に重要な施設の耐震診断を義務化 (H29 年度末期限) し、耐震化を更に促進する。
- 主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に進める。
- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場として安全・安心で快適な教育環境を確保することが重要であることから、平成 29 年度末の校舎等の耐震化完了後も、長寿命化対策とあわせ、非構造部材の耐震対策を推進する。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、市町と連携し、空き家の除去等を促進する。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する。
- 災害により住宅等を無くした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、研修会等の開催を通じ、速やかに実施できる体制を整備する。
- 大規模地震発生時における長周期地震動や液状化対策について、最新の知見や国の動向等を踏まえ、安全性を確保するための対策を図る。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化やブロック塀等の耐震化を促進する。
- 大規模地震発生時に、崩壊などの恐れがある大規模盛土造成地を抽出・公表するとともに、マップ等の作成により情報共有を図る。
- 災害時に避難所や仮設住宅地等として活用を予定されている都市公園について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進める。
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 m に満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波 (レベル 1 津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度) を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、計画的かつ着実に進める。
- 東予地方の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災

害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。

- 堤防等の整備に当たっては、地域の実情等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- 津波から県民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備するため、津波災害警戒区域の指定を着実に進めるとともに、必要に応じ、高台への集団移転や避難タワーの整備等を検討する。
- 臨海部で危険物質を取り扱う施設について、建物の耐震化を進めるとともに、防波堤や護岸等の整備・強化等の地震・津波対策を着実に進める。
- 河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設について、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を進めるとともに、津波遡上により越水が想定されている河川については、堤防の嵩上げを行う。
- 大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。
- 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む。
- 海拔ゼロメートル地帯等の長期浸水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を着実に推進するとともに、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行うなど、早期に浸水を解消するための排水対策を推進する。
- 大規模土砂災害に備え、国や市町等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。
- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）の発生により、県単独では対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、国や関係機関と連携し、対策等について検討する。
- 土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生のおそれがある箇所において、土砂災害警戒区域等の基礎調査を5年以内（R元年度まで）に完了させ、区域指定の促進に努める。
- 土砂災害警戒情報の発表などの情報を住民に確実に伝達するとともに、住民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。
- 砂防学習会等を小・中学校等で開催することにより、土砂災害に関する教育や意識啓発を図る。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業など、効果的な山地防災対策を着実に進める。
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、現在実施している建設業BCP認定制度を継続して実施するとともに、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。
- 土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進する。

③ 保健医療・福祉

- 大規模災害時に、医療機能を全県体制で維持・確保するため、災害時において地域医療の拠点となる「災害拠点病院」の施設整備を促進する。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、導入予定の「ドクターヘリ」や消防防災ヘリ等の効率的な運用等について検討を進める。
- 大規模災害に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に必要な資機材の整備に努めるほか、

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制の整備や災害医療に従事する人員の育成などを行うことにより、災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時には、市町が行う消毒等に対する支援や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、四国各県で策定した広域火葬計画に基づき、広域火葬訓練を実施するなど、広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える。
- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、市町と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。

④ 産業、金融、エネルギー

- 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、自治体も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う。
- 本県は、東予・中予地区に4つの石油コンビナート等特別防災区域を有しており、高圧ガスや危険物等を大量に貯蔵、取り扱っているため、大規模災害時には、周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する。
- 事業者においては、コンビナートエリア内における企業連携型の事業継続計画（BCP）や事業継続マネジメント（BCM）を策定し、継続して事業を実施するための取組みを強化する。
- 特に臨海部で津波浸水被害が想定されている東予地域において、地域と企業との災害時応援協定の締結を推進するとともに、実効性のある訓練を実施し、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進する。
- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努める。
- 県や市町は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。
- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。
- 本県では、県内の主要な金融機関と災害時における連携協力協定を締結しているところであるが、引き続き協定に基づく取組みを推進する。
- 各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策を着実に進める。
- 東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の重油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、国や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る。
- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、自治体においても、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。
- 特に燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。

- エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

⑤ ライフライン、情報通信

- 各ライフライン機関においては、被災地における救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、自治体においても、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める。
- 大規模災害による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築し、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る。
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点や病院等の医療機関において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。
- 四国唯一の伊方発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っているが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和 51 年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、平成 11 年には安全協定の確認書を改正し、発電所で発生した正常状態以外の全ての異常事態の通報連絡を求め、県がランク分けして公表するなどしており、今後も、引き続き県民に対する適時的確な情報提供に努める。
- また、県では、福島第一原発事故を受けて、四国電力に対して国の基準を上回る電源対策や更なる揺れ対策といった 8 項目の追加安全対策の要請を行い、これに対して四国電力は、変電所からの配電線ルートの新設や概ね 1,000 ガル以上の耐震性確保対策を実施するなど、さらなる安全対策の向上を図っており、今後とも、四国電力に対し、県民の安全・安心の向上に向けて、伊方発電所の安全対策に不断に取り組むよう求める。
- 原子力発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を策定したほか、平成 27 年 10 月には、国の原子力防災会議において関係省庁や周辺県等と連携して策定した伊方地域の緊急時対応が了承されるとともに、それらの計画に基づいて実践的な訓練を行ったところであり、今後も、訓練の検証結果を次年度以降の訓練や計画の改定に反映するなど継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の一層の充実強化を図る。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める。
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。
- 水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用等に関する情報提供等を通じ、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより、節水型社会づくりを推進する。
- 地震や津波による都市ガスや L P ガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。
- 災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災 WE B、L アラート (災害情報共有システム)、防災メール、避難支援アプリ「ひめシェルター」、緊急速報メール、コミュニティ FM、SNS など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。
- システム等の運用に当たっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や市町、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。

- 情報収集・提供手段の整備に加え、自治体等において、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達する人材の育成を図る。
- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに燃料を確保する。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める。
- 避難所や県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。
- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する的確な情報提供が出来るよう、市町の同報系防災行政無線など情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや県防災メールの普及を促進する。
- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。

⑥ 交通・物流

- 被災地に必要な物資を迅速かつ確実に供給するため、高速道路ネットワークにおける3つのミッシングリンク（「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」の未整備区間）の早期解消や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化に努める。
- 高速道路ネットワーク（松山IC）と松山都市圏域の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道196号間の早期事業化を図る。
- 被災時における迅速な救援・救護を迅速かつ確実にするための重要物流道路や緊急輸送道路については、県全体できめ細かな改良に努めることとし、「岩城橋」の整備等、離島におけるネットワークの構築を推進する。また、耐震化等の防災対策を推進するとともに、四国という地域特性を考慮し、海上から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設等の耐震化等を着実に進める。
- 本県では、県土の約8割が山地地域となっているほか、独特の形状を有する佐田岬半島に代表される半島部や、瀬戸内海や宇和海沿岸に30を超える有人離島を有しており、大規模災害時には多くの孤立集落の発生が予想される。このため、(一) 鳥井喜木津線や(一) 岩城弓削線「岩城橋」等の緊急輸送道路や、農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める。
- 孤立を迅速に解消するため、国や市町、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。
- 大規模災害により、瀬戸内しまなみ海道や高速道路、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や市町、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。
- 大規模災害時の救命・救出活動や支援物資の輸送等を担う高速道路ネットワークにおける3つのミッシングリンク（「四国8の字ネットワーク」「今治小松自動車道」「大洲・八幡浜自動車道」の未整備区間）の早期解消や、暫定2車線区間（四国縦貫自動車道（松山IC～大洲IC）、一般国道56号大洲道路）の早期4車線化に努めるほか、これらを補完する道路の改築等を着実に実施する。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、山間部・半島部・離島等の孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進する。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施

設等の整備を進める。

- 広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、高速道路ネットワーク（松山 I C）と松山都市圏の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道 196 号間の早期事業化に努める。
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。
- トンネル内ラジオ再放送施設や海拔表示板等の整備を通じ、災害時における避難誘導の支援を行うとともに、主要道路に道路ライブカメラを設置することにより、災害時に最新の道路状況を提供する。また、災害時に継続して情報提供できるよう、道路情報提供装置の通信回線の多重化を進める。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾や漁港において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁などの整備を着実に進める。また、水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク、高圧ガス容器等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める。
- 松山空港は、県内唯一の空港であり、人的・物的支援の窓口になるだけでなく、災害時には広域医療搬送拠点となるなど重要な防災拠点であることから、耐震化対策を進めるとともに、平時から連絡会議や合同訓練等を通じ、連携を強化する。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。

⑦ 農林水産

- 農地地すべり防止区域内において、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める。
- 林野地すべり防止区域内において、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める。
- ため池や農業用ダム等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を推進するとともに、万が一、ため池等が決壊した場合に備え、ハザードマップの作成を支援する。
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合における防災対策を促進する。
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画の策定を推進する。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダム

やため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。

- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したため池ハザードマップの作成を支援する。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備など山地災害防止対策を着実に進める。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。

⑧ 環境

- 大規模災害時における公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧が図られるよう、市町等と連携して、これら施設の業務継続計画（BCP）の策定を促進する。
- 下水道施設等の耐震化の推進と合わせ、管理機関間の相互連携や代替性の確保など、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する。
- 県・市町の災害廃棄物処理計画に基づき、各市町における災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する市町職員のスキルアップを図る。
- 県内5地区（西条・今治・松山・宇和島・八幡浜）において設置している、県、市町、関係団体（（一社）えひめ産業資源循環協会及び（一社）愛媛県建設業協会）で構成されるブロック別災害廃棄物協議会を開催し、災害廃棄物処理の課題等について協議を行い、地域における災害廃棄物処理体制の構築を図る。
- 県、市町、（一社）えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制の構築を図る。

2 横断的施策分野

① リスクコミュニケーション

- 津波からの避難を確実にを行うため、県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災意識啓発講演等を通じて、津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、市町において津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定等の対策を更に進める。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、県民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、県ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、県民の防災・減災意識の高揚に努める。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など県民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。
- 学校等において、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域の核となる学校を通じた地域防災力の向上を積極的に推進する。
- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、市町は、空振りも恐れず、適切に住民に対し避難指示や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告

等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行う。

- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、県や市町、防災関係機関はもとより、県民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施するなど、地域の防災力を高める。
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、水位周知河川の氾濫危険水位等の検証を進めるとともに、市町や県民等に対し、迅速かつ的確に河川防災情報を提供する。
- 本県には、道後温泉や瀬戸内しまなみ海道など数多くの観光地があり、災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、市町や地域の宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組みを推進する。
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設などを所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する。
- 県社会福祉協議会や県内ボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を促進する。
- ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、県民に対し、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の食料等の家庭備蓄を呼びかける。
- 事業所や学校等においては、被災して従業員や生徒等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄に努める。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、市町と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する。

② 人材育成

- 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の隊員養成に向けた研修会の開催や、活動マニュアルの整備等により運用体制を強化する。
- 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「災害時要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。

③ 官民連携

- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所が確保されるよう市町に対し福祉避難所の追加指定を促すとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、市町が開設する福祉避難所の実施体制の充実に向けた支援を行う。

④ 老朽化対策

- 老朽化等が進む県所管庁舎の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に進める。
- 砂防関係施設について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進する。
- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する。
- 高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する新技術の導入等を進め、長寿命化対策の実効性を高める。

⑤ 地域づくり

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。
- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図るとともに地域課題の解決に取り組むため、中間支援組織を核とした関係団体間での地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時からの顔の見える関係づくりを推進する。
- 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、集落間をネットワークでつなぐ「小さな拠点」の整備を進めるとともに、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する。
- 首都直下地震等の他地域で発生する大規模災害に備えるため、「山陽新幹線のリダンダンシーの確保」や「多重型国土軸の形成」の観点から、四国新幹線の整備計画への格上げや豊予海峡ルートを含む太平洋新国土軸構想の実現について、国に働き掛けを行うとともに、機運の醸成を図る。

≪別紙3 推進方針に基づく取組≫

| 1 直接死を最大限防ぐ | | | | | |
|---|---|-----------|--------------------|-------|-------------|
| 【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 | | | | | |
| 1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生 | | | | | |
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1) 住宅・建築物等の耐震化等 (2) 空き家対策 (3) 電柱・ブロック塀等に対する対策 (4) 大規模盛土造成地に対する対策 (5) 火災対策 (6) 災害対応能力の向上 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 総合防災訓練の実施 【総合防災訓練事業】 | 1回/年 | — | 1/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 各機関と連携した各種訓練等の実施等 【防災対策推進事業】 | 1回/年 ほか | — | 4/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化 【防災対策推進事業】 | フェアの開催 1回/年 ほか | — | 4/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化 【自主防災組織活性化支援事業】 | 訓練等の経費支援 250組織 ほか | R1～R3年度 | 55 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成 【防災士養成促進事業】 | 3,687人(教職員等を除く) | R1～R4年度 | 68 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 私立幼稚園の園舎、屋内運動場等の耐震化 【私立幼稚園耐震化促進事業】 | Is値0.7未満の園舎等 | R1～R6年度 | 151 | 保健福祉部 | 男女参画・子育て支援課 |
| 児童養護施設等の施設整備 【次世代育成支援対策施設整備事業】 | 児童養護施設(東新学園)の施設整備 | R2年度 | 319 | 保健福祉部 | 男女参画・子育て支援課 |
| 医療施設の耐震化の促進 【医療施設施設整備事業:災害拠点病院等の耐震化】 | 災害拠点病院等 | H30～R3年度 | 27 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 市街地の火災延焼防止 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業)】 | (都) 来住余戸線 松山市古川南～古川西(バイパス) | H15～R4年度 | 3,394 | 土木部 | 都市整備課 |
| 市街地の火災延焼防止 【都市計画街路事業(地域連携道路事業費補助)】 | (都) 余戸北吉田線 松山市南吉田町～北吉田町(バイパス) | H21～R9年度 | 7,882 | 土木部 | 都市整備課 |
| 市街地の火災延焼防止 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業)】 | (都) 松山駅西口南江戸線 松山市南江戸(バイパス) | H28～R6年度 | 5,429 | 土木部 | 都市整備課 |
| 市街地の火災延焼防止 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業、交通連携道路事業費補助)】 | (都) 西町中村線 新居浜市滝の宮町～本郷1丁目(バイパス) | H11～R6年度 | 8,229 | 土木部 | 都市整備課 |
| 大規模盛土造成地マップの公表率 【宅地耐震化推進事業】 | 中核市及び権限移譲市を除く2市9町の区域 | H27～H28年度 | 12 | 土木部 | 都市計画課 |
| 市街地の火災延焼防止 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業)】 | (都) 中央村松線 四国中央市村松町 | H25～R2年度 | 501 | 土木部 | 都市整備課 |
| 市街地の火災延焼防止 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業)】 | (都) 中央村松線 四国中央市村松町 | R4～R10年度 | 834 | 土木部 | 都市整備課 |
| 市街地の火災延焼防止 【都市計画街路事業(道路交通安全施設等整備事業費補助)】 | (都) 丸田辻堂線 今治市八町西～郷本町 | R4～R10年度 | 1,322 | 土木部 | 都市整備課 |
| 市街地の火災延焼防止 【都市計画街路事業(道路交通安全施設等整備事業費補助)】 | (都) 丸田辻堂線 今治市八町西～郷本町 | R4～R9年度 | 1,182 | 土木部 | 都市整備課 |
| 住宅の耐震化 【住宅・建築物安全ストック形成事業】 | — | — | — | 土木部 | 建築住宅課 |
| 多数の者が利用する建築物の耐震化 【公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業】 | — | — | — | 土木部 | 建築住宅課 |
| 特に重要である防災拠点施設の耐震診断の義務化及び耐震化 【地域防災拠点建築物整備緊急促進事業】 | — | — | — | 土木部 | 建築住宅課 |
| つり天井などの非構造部材の耐震対策、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策などの建物全体の安全対策の実施 【公営住宅等整備事業、更新住宅建設事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業】 | — | — | — | 土木部 | 建築住宅課 |
| 危険な状態の空き家の除却等 【空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業】 | — | — | — | 土木部 | 建築住宅課 |
| ブロック塀等の耐震化 【住宅・建築物安全ストック形成事業】 | — | — | — | 土木部 | 建築住宅課 |
| 木造住宅密集市街地における市街地整備事業の実施 【住宅市街地総合整備事業】 | — | — | — | 土木部 | 建築住宅課 |
| 狭あい道路の調査・情報整備及び拡幅整備 【狭あい道路整備等促進事業】 | — | — | — | 土木部 | 建築住宅課 |
| 学校施設の長寿命化対策と非構造部材の耐震対策 【県立学校校舎等整備事業】 | 愛媛県立学校施設整備の基本方針(令和3年1月策定)に基づき作成した「個別施設計画」に掲載した校舎、体育施設等の長寿命化改修工事 | R3年度～ | 未定 (R5年度は1,690) | 教育委員会 | 高校教育課 |
| 学校施設の長寿命化対策と非構造部材の耐震対策 【ブロック塀安全対策事業】 | 川之江高校ほか | R2年度 | 125 | 教育委員会 | 高校教育課 |
| 防災士の知識・技能を活用した防災力強化 【県立学校教職員防災士養成等事業】 | 960人 | R1～R5年度 | 7 | 教育委員会 | 保健体育課 |
| 警察施設の耐震化 【都道府県警察施設整備事業】【住宅・建築物安全ストック形成事業】 | 警察署の耐震化を実施 | R1～R6年度 | — | 警察本部 | 会計課 |
| 【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 | | | | | |
| 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 | | | | | |
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1) 海岸保全施設等の整備・耐震化等 (2) ゼロメートル地帯の安全確保 (3) 水門・陸間等の閉鎖・閉塞対策 (4) 津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底 (5) 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 津波からの早期避難等 【防災対策推進事業】 | 防災意識啓発講演 20回/年 ほか | — | 4/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |

| | | | | | |
|--|-----------------------------------|----------|-------|-------|---------|
| 南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施等 【防災対策推進事業】 | 1回/年 ほか | R2年度～ | 1 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 八幡浜漁港の臨港道路整備 【農山漁村地域整備交付金】 | 臨港道路 L=508m | R2～R14年度 | 1,315 | 農林水産部 | 漁港課 |
| 本浦漁港海岸の護岸・胸壁・陸閘等の海岸保全施設整備 【農山漁村地域整備交付金】 | 護岸L=100m、胸壁L=400m、陸閘N=8基 | R4～R5年度 | 100 | 農林水産部 | 漁港課 |
| 護岸の新設・改良、離岸堤整備、水門等の改良 【漁港海岸事業・海岸保全施設整備連携事業・大規模海岸保全施設改良事業】 | 魚神山漁港海岸 離岸堤L=106.0m | R3～R7年度 | 662 | 農林水産部 | 漁港課 |
| 津波漂流防止施設の整備等 【水産業強化支援事業】 | — | — | — | 農林水産部 | 水産課 |
| 河川施設の整備・耐震化、水門・樋門等の耐震化 【地震・高潮対策河川事業】 | (二) 僧都川、茨の木水門ほか | — | — | 土木部 | 河川課 |
| 設計津波水位(レベル1津波)に対する海岸堤防・護岸等の整備 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 海岸堤防・護岸等の耐震化 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 津波避難路の確保 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業)】 | (都) 来住余戸線 松山市古川南～古川西(バイパス) | H15～R4年度 | 3,394 | 土木部 | 都市整備課 |
| 津波避難路の確保 【都市計画街路事業(地域連携道路事業費補助)】 | (都) 余戸北吉田線 松山市南吉田町～北吉田町(バイパス) | H21～R9年度 | 7,882 | 土木部 | 都市整備課 |
| 津波避難路の確保 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業)】 | (都) 松山駅西口南江戸線 | H28～R6年度 | 5,429 | 土木部 | 都市整備課 |
| 津波避難路の確保 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業、交通連携道路事業費補助)】 | (都) 西町中村線 新居浜市滝の宮町～本郷1丁目(バイパス) | H11～R6年度 | 8,229 | 土木部 | 都市整備課 |
| 津波避難路の確保 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業)】 | (都) 中央村松線 四国中央市村松町 | H25～R2年度 | 501 | 土木部 | 都市整備課 |
| 津波避難路の確保 【都市計画街路事業(道路交通安全施設等整備事業費補助)】 | (都) 名坂川之石線 八幡浜市保内町保内 | R4～R9年度 | 1,182 | 土木部 | 都市整備課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

| 【推進方針の項目】 | | | | | |
|--|--|-----------|--------------|-------|-------|
| (1)河川堤防やダム等の治水施設の整備 (2)ハザードマップの作成や訓練・情報提供等の実施 (3)土砂災害防止施設の整備 (4)土砂災害警戒区域等の指定促進等 (5)農林業保全施設等の整備 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 農地地すべり防止施設の整備 【農村地域防災減災事業】 | 日土2期地区他 | — | — | 農林水産部 | 農地整備課 |
| 農業用河川工作物の整備補強等 【農村地域防災減災事業】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 | 桧地区他 | — | — | 農林水産部 | 農地整備課 |
| 土地改良施設の耐震整備 【農村地域防災減災事業】 | 奥屋敷新池地区他 | — | — | 農林水産部 | 農地整備課 |
| ため池の防災対策 【農村地域防災減災事業】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 | 柳谷地区他 | — | — | 農林水産部 | 農地整備課 |
| 山地災害危険地区での防災対策工事の実施等 【緊急予防治山事業】 | 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区での治山事業の実施 | R2～R6年度 | 700 | 農林水産部 | 森林整備課 |
| 山地災害危険地区等での情報の共有等 【山村地域の防災・減災対策】 | 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区での治山事業の実施 | R2～R6年度 | 10 | 農林水産部 | 森林整備課 |
| 山地災害危険地区での防災対策工事の実施等 【農山漁村地域整備交付金】 | 農山漁村地域整備計画の「対象事業」に掲載されている地区での治山事業の実施 | R2～R6年度 | 2,692 | 農林水産部 | 森林整備課 |
| 河川施設の整備 【河川激甚災害対策特別緊急事業】 | (一) 肱川及び久米川 | H30～R5年度 | 12,825 | 土木部 | 河川課 |
| 河川施設の整備 【大規模特定河川事業】 | (一) 肱川 | R1～R6年度 | 2,000 | 土木部 | 河川課 |
| 河川施設の整備 【大規模特定河川事業】 | (二) 立間川 | R3～R12年度 | 2,600 | 土木部 | 河川課 |
| 河川施設の整備 【事業関連河川事業】 | (一) 肱川 | R2～R7年度 | 2,000 | 土木部 | 河川課 |
| 河川施設の整備 【広域河川改修事業】 | (一) 肱川、(二) 大川ほか | — | — | 土木部 | 河川課 |
| 河川施設の整備・強化 【総合流域防災事業】 | (一) 御坂川、(二) 内平川ほか | — | — | 土木部 | 河川課 |
| 河川堤防、水門・樋門等の老朽化対策 【河川メンテナンス事業】 | 王子川排水機場ほか | — | — | 土木部 | 河川課 |
| 河川施設の整備 【ダムメンテナンス事業】 | 鹿森ダムほか | R4～R13年度 | — | 土木部 | 河川課 |
| ダムの整備 【直轄山鳥坂ダム建設事業負担金】 | 山鳥坂ダム | S61～R14年度 | — | 土木部 | 河川課 |
| 海岸保全施設整備による防護面積 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 大規模水害を想定した高潮浸水想定区域図の作成、氾濫危険水位の設定 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 土砂災害防止施設の整備、土砂災害警戒区域等の指定促進 【砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業】 | 久保川、亀尻地区、川井地区、基礎調査ほか | R2～R6年度 | 20,900 | 土木部 | 砂防課 |
| 土砂災害防止施設の整備 【事業関連砂防等事業】 | 垣内北ほか | — | — | 土木部 | 砂防課 |
| 土砂災害防止施設の改築・修繕 【砂防メンテナンス事業】 | 大川ほか | R4～R13年度 | 1,770 | 土木部 | 砂防課 |
| 土砂災害防止施設の整備 【まちづくり連携砂防等事業】 | 小川谷ほか | — | — | 土木部 | 砂防課 |
| 土砂災害防止施設の整備 【特定緊急砂防事業費補助】 | 蓮川ほか | R1～R2年度 | 170 | 土木部 | 砂防課 |
| 土砂災害防止施設の整備 【砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助】 | 大明神川ほか | R1～R4年度 | 5,168 | 土木部 | 砂防課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

| 【推進方針の項目】 | | | | | |
|-----------|--------|------|--------------|-------|--|
| (1)豪雪防災活動 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |

| | | | | | |
|--------------|------|---|---|-----|-------|
| 放置車両移動訓練への参加 | 1回/年 | - | - | 土木部 | 道路維持課 |
|--------------|------|---|---|-----|-------|

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【推進方針の項目】

(1)非常用備蓄の促進 (2)支援物資の受入体制等の整備 (3)輸送路の確保等 (4)水道施設の耐震化等

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費 概算(百万円) | 取組 | 主体 |
|---|--|-----------|------------------|-------|--------------|
| 非常用備蓄の促進等 【防災対策推進事業】 | 減災キャンペーン等の実施 ほか | - | 4/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 広域防災・減災対策検討協議会の開催等 【防災対策推進事業】 | 2回/年 ほか | - | 2/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 市町受援計画の策定等 | 20市町 ほか | - | - | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 水道施設の耐震化等 【愛媛県水道施設耐震化等促進事業】 | 20市町及び企業団 | R1～R6年度 | - | 県民環境部 | 情報・ゼロカーボン推進課 |
| 耐震強化岸壁の整備 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2～R6年度 | - | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 臨港道路の耐震化 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2～R6年度 | - | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(八幡浜道路) | H17～R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=4.2km 大洲・八幡浜自動車道(夜屋道路) | H25年度～ | 19,000 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.3km 大洲・八幡浜自動車道(大洲西道路) | H29年度～ | 12,000 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.56km 今治市(龍岡上2) | H28～R9年度 | 758 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.37km 今治市(龍岡上2) | R3～R5年度 | 185 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.7km 今治市(龍岡上3) | R5～R14年度 | 560 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.54km 松山市(宿野) | R4～R14年度 | 2,000 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)378号 L=3.66km 伊予市(三秋拡幅) | H7～R7年度 | 5,410 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)380号 L=0.6km 内子町(小田拡幅2) | H24～R2年度 | 767 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)380号 L=0.79km 内子町(小田拡幅3) | H27～R11年度 | 1,000 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)381号 L=0.82km 松野町(蔵生拡幅2) | H24～R8年度 | 2,172 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)441号 L=0.09km 西予市(野村大橋) | R1～R6年度 | 600 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)宇和野村線 L=0.25km 西予市鎌田(現道拡幅) | H24～R3年度 | 345 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)宇和明浜線 L=0.3km 西予市俵津3(現道拡幅) | H30～R7年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)新居浜別子山線 L=0.87km 新居浜市下七番～日浦(現道拡幅) | H24～R2年度 | 950 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)新居浜別子山線 L=0.4km 新居浜市弟地(現道拡幅) | H30～R6年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)新居浜別子山線 L=0.66km 新居浜市日浦～弟地(現道拡幅) | R4～R7年度 | 785 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)小田河辺大洲線 L=4.2km 大洲市山島坂(バイパス) | R2～R4年度 | 7,991 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)小田河辺大洲線 L=3.0km 大洲市山島坂(バイパス) | H20～R6年度 | 7,991 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)岩城環状線 L=0.18km 上島町岩城海岸～浜(現道拡幅) | H23～R2年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)松山松前伊予線 L=0.08km 松前町浜(現道拡幅) | R4年度 | 27 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)岩城弓削線 L=2.0km 上島町(岩城橋) | H25～R3年度 | 18,300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金)】 | (都)来住余戸線 L=0.49km 松山市古川南～古川西(バイパス) | H15～R4年度 | 3,394 | 土木部 | 都市整備課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(地域連携道路事業費補助)】 | (都)余戸北吉田線 L=1.28km 松山市南吉田町～北吉田町(バイパス) | H21～R9年度 | 7,882 | 土木部 | 都市整備課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金)】 | (都)松山駅西口南江戸線 L=0.47km 松山市南江戸(バイパス) | H28～R6年度 | 5,429 | 土木部 | 都市整備課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)319号 L=0.83km 四国中央市(上山拡幅2) | H24～R8年度 | 1,133 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.69km 八幡浜市(上泊拡幅) | H24～R7年度 | 1,225 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.7km 八幡浜市(大釜拡幅) | H27～R2年度 | 362 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.43km 八幡浜市(真網代) | R5～R16年度 | 1,271 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.46km 西予市(蔵貫拡幅) | H22～R12年度 | 1,744 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.33km 西予市(狩浜拡幅) | R5～R11年度 | 560 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.8km 西予市(高山拡幅) | R4～R13年度 | 1,356 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)378号 L=0.9km 西予市(有網代拡幅) | H24～R7年度 | 260 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.72km 西予市(下泊拡幅) | H24～R9年度 | 710 | 土木部 | 道路建設課 |

| | | | | | |
|---|---|----------|--------|---------|-------|
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)440号 L=0.68km 久万高原町(小村) | R1~R8年度 | 2,392 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)441号 L=0.95km 大洲市(梅川拡幅) | H24~R7年度 | 1,056 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)441号 L=0.88km 鬼北町(国遠拡幅) | H24~R2年度 | 265 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)494号 L=0.37km 東温市(河之内拡幅) | H24~R4年度 | 840 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)494号 L=0.26km 東温市(河之内2) | R4~R10年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)494号 L=0.4km 久万高原町(仕七川拡幅2) | R4~R7年度 | 530 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)494号 L=0.56km 久万高原町(面河拡幅) | H23~R9年度 | 554 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (主)北条玉川線 L=0.53km 今治市龍岡下(現道拡幅) | H27~R5年度 | 392 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)松山北条線 L=0.2km 松山市客(現道拡幅) | H29~R6年度 | 200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)長浜中村線 L=0.19km 大洲市沖浦(現道拡幅) | H28~R8年度 | 270 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)宇和島城辺線 L=1.0km 愛南町僧都(現道拡幅) | H24~R4年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)宇和島城辺線 L=1.0km 愛南町僧都2(現道拡幅) | R4~R13年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)内子河辺野村線 L=0.68km 大洲市横山(現道拡幅) | H27~R5年度 | 625 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)内子河辺野村線 L=0.66km 内子町北表(現道拡幅) | H27~R7年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)蕪崎土居線 L=0.16km 四国中央市(海通橋) | H24~R3年度 | 905 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)今治丹原線 L=0.46km 今治市朝倉下(現道拡幅) | H27~R4年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (一)広田双海線 L=0.75km 伊予市岡~粒野(現道拡幅) | H26~R5年度 | 991 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)鳥首五十崎線 L=0.8km 内子町五十崎(バイパス) | H23~R7年度 | 814 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)鳥井喜木津線 L=0.4km 伊方町足成(現道拡幅) | H29~R7年度 | 800 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)鳥井喜木津線 L=0.2km 伊方町伊方越(現道拡幅) | R1~R6年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)西谷吉田線 L=0.47km 宇和島市立間(現道拡幅) | H30~R9年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)小倉三間線 L=0.89km 宇和島市大内(現道拡幅) | H24~R2年度 | 295 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)一本松城辺線 L=0.4km 愛南町上大道(現道拡幅) | H30~R7年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(地域連携道路事業費補助)】 | (一)新居浜東港線 L=0.96km 新居浜市東田(バイパス) | H30年度~ | 2,180 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)粟井浅海線 L=0.65km 松山市萩原(現道拡幅) | H24~R6年度 | 335 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (一)宇和高山線 L=1.55km 西予市野田(現道拡幅) | H24~R6年度 | 499 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)宇和高山線 L=0.3km 西予市俵津~高山(現道拡幅) | R4~R7年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業、交通連携道路事業費補助)】 | (都)西町中村線 L=1.45km 新居浜市滝の宮町~本郷1丁目(バイパス) | H11~R6年度 | 8,229 | 土木部 | 都市整備課 |
| 高規格幹線道路等の整備率の向上 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(八幡浜道路) | H17~R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長の延伸 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(八幡浜道路) | H17~R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 松山IC~松山空港アクセス時間の短縮 【都市計画街路事業(地域連携道路事業費補助)】 | (都)余戸北吉田線 L=1.28km 松山市南吉田町~北吉田町(バイパス) | H21~R9年度 | 7,882 | 土木部 | 都市整備課 |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備 【橋りょう補修事業、災害防除事業】 | (国)378号ほか | - | - | 土木部 | 道路維持課 |
| 工業用水道施設の耐震化 | 8施設 | R1~R4年度 | 1,462 | 公営企業管理局 | 発電工水課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

| 【推進方針の項目】 | | | | | |
|---|---------------------------------------|----------|--------------|-------|-------|
| (1)道路や港湾等における防災対策の強化 (2)孤立集落対策の充実 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 | |
| 山間部や島しょ部におけるドクターヘリの効果的な運航を確保するためのヘリポート整備支援 【地域ヘリポート整備支援事業】 | 5箇所/年 | H30~R2年度 | 2/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 代替ルートや避難路としての林道の整備 【地方創生整備推進交付金】 | 地域再生計画に掲載されている林道の整備 | H27~R6年度 | 400/年 | 農林水産部 | 林業政策課 |
| 代替ルートや避難路としての林道の整備 【農山漁村地域整備交付金】 | 農山漁村地域整備計画に掲載されている林道の整備 | R2~R6年度 | 670/年 | 農林水産部 | 林業政策課 |
| 代替ルートや避難路としての林道の整備 【山村強靱化林道整備事業】 | 森林環境保全整備事業計画に基づき実施 | R2~R6年度 | 300/年 | 農林水産部 | 林業政策課 |
| 代替ルートや避難路としての林道の整備 【森林整備事業】 | 森林環境保全整備事業計画に基づき実施 | R2~R6年度 | 200/年 | 農林水産部 | 林業政策課 |
| 代替ルートや避難路としての林業専用道の整備 【林業・木材産業成長産業化促進対策】 | 地域森林計画の「林道の開設及び拡充に関する計画」に掲載されている路線の整備 | H30~R5年度 | 30 | 農林水産部 | 林業政策課 |
| 廃校を利用した交流施設等の整備 【農山漁村振興交付金(農山漁村イノベーション等整備対 | - | - | - | 農林水産部 | 農政課 |
| 耐震強化岸壁の整備 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2~R6年度 | - | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 臨港道路の耐震化 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2~R6年度 | - | 土木部 | 港湾海岸課 |

| | | | | | |
|-------------------------------------|------------|---------|---|-----|-------|
| 小型船の災害時避難可能隻数の確保 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 離島航路等が就航している係留施設の整備 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 岸壁や物揚場等の延命化（防災対策）整備 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備 【橋りょう補修事業、災害防除事業】 | (国) 378号ほか | — | — | 土木部 | 道路維持課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

| 【推進方針の項目】 | | | | | |
|---|---------|------|------------------|-------|---------|
| (1)救助・救急機関等との連携の強化 (2)消防、警察施設の耐震化や資機材等の充実 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費 概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 総合防災訓練の実施 【総合防災訓練事業】 | 1回/年 | — | 1/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 各機関と連携した各種訓練等の実施等 【防災対策推進事業】 | 1回/年 ほか | — | 4/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 市町受援計画の策定等 | 20市町 ほか | — | — | 県民環境部 | 防災危機管理課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

| 【推進方針の項目】 | | | | | |
|------------------------------|--------|------|------------------|-------|-------|
| (1)帰宅困難者等への対策 (2)観光客の帰宅困難対策 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費 概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 重要港湾における港湾BCPの策定 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | — | — | 土木部 | 港湾海岸課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

| 【推進方針の項目】 | | | | | |
|---|------------------|----------|------------------|-------|---------|
| (1)災害拠点病院の整備やドクターヘリの効率的な運用 (2)災害医療体制の充実強化 (3)保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化 (4)エネルギー供給の長期途絶対策 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費 概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 愛媛県防災会議の開催等 【防災対策推進事業】 | 1回/年(必要に応じ) ほか | — | 2/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 災害対応人材育成研修の開催 | 2回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 | 保健福祉課 |
| 災害時要配慮者支援チーム及び災害時福祉人材マッチング制度候補者向け研修会の開催 | 3回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 | 保健福祉課 |
| 愛媛県災害時福祉支援地域連絡協議会の開催等 | 1回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 | 保健福祉課 |
| 医療施設の耐震化の促進 【医療施設施設整備事業：災害拠点病院等の耐震化】 | 災害拠点病院等 | H30～R3年度 | 27 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| ドクターヘリ運航調整委員会の開催 【ドクターヘリ運航事業】 | 2回/年 | — | 3/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| ドクターヘリ実地訓練の実施 【ドクターヘリ運航事業】 | 6回程度/年 | — | 201/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 山間部や島しょ部におけるドクターヘリの効果的な運航を確保するためのヘリポート整備支援 【地域ヘリポート整備支援事業】 | 5箇所/年 | H30～R2年度 | 2/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 愛媛県災害医療対策協議会の開催 【災害医療体制強化事業】 | 2回/年(必要に応じ) ほか | — | 1/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 地域災害医療対策協議会の開催 【災害医療体制強化事業】 | 6圏域ごとに2回/年 ほか | — | 1/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 災害時本部機能強化(災害医療対策部、各保健所及び県内全病院におけるEMIS入力訓練 等) 【災害医療体制強化事業】 | 1回/月 ほか | — | 1/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 地域別災害医療従事者研修 【災害医療体制強化事業】 | 東・中・南予ごとに1回/年 ほか | — | 1/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 県災害医療研修 【災害医療体制強化事業】 | 1回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| DMA T支援チーム研修 【災害医療体制強化事業】 | 1回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 国防訓練等参加支援 【DMA T活動支援事業】 | 1回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 愛媛DMA T連絡協議会の開催 【DMA T活動支援事業】 | 1回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| DMA T整備強化事業 【DMA T活動支援事業】 | 3病院/年 | R2年度～ | 15/年 | 保健福祉部 | 医療対策課 |
| 災害時に心のケアを行う災害派遣精神医療チームの整備 【DPA T体制整備事業】 | 登録者に対する研修や資機材の整備 | H25～R5年度 | 47 | 保健福祉部 | 健康増進課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

| 【推進方針の項目】 | | | | | |
|------------------------|--------------|------|------------------|-------|-------|
| (1)疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費 概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 感染症のサーベイランス体制の整備 | 6保健所、衛生環境研究所 | 通年 | 19/年 | 保健福祉部 | 健康増進課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1)福祉避難所の指定促進、運営体制の支援 (2)保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化 (3)避難所運営マニュアルの整備 | | | | | |

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|----------------------|------|--------------|---------------|
| 地域の実情に合った避難所運営マニュアルの整備等【地域防災力向上促進事業】 | 地域の実情に合ったマニュアルの整備 ほか | R2年度 | 4 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 福祉避難所の機能強化と整備促進【福祉避難所機能強化・整備促進事業】 | 20市町 | — | 9/年 | 保健福祉部 保健福祉課 |
| 災害対応人材育成研修の開催 | 2回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 保健福祉課 |
| 災害時要配慮者支援チーム及び災害時福祉人材マッチング制度候補者向け研修会の開催 | 3回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 保健福祉課 |
| 愛媛県災害時福祉支援地域連絡協議会の開催等 | 1回/年 | — | 1/年 | 保健福祉部 保健福祉課 |

3 必要不可欠な行政機能は確保する

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【推進方針の項目】

(1)警察機能の維持 (2)留置施設等との連携 (3)信号機の減灯対策

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|--|-----------------------|---------|--------------|------------|
| 警察施設の耐震化【都道府県警察施設整備事業】【住宅・建築物安全ストック形成事業】 | 警察署の耐震化を実施 | R1～R6年度 | — | 警察本部 会計課 |
| 信号機電源付加装置の整備【交通安全施設等防災機能強化事業】 | 県内の主要交差点に信号機電源付加装置を整備 | R1～R6年度 | — | 警察本部 交通規制課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

3-2 県・市町における職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

【推進方針の項目】

(1)業務継続計画(BCP)の推進 (2)災害対策本部の機能強化 (3)通信・情報共有システムの充実

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|---------|-------|--------------|---------------|
| 市町業務継続計画の策定等 | 100% ほか | — | — | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 災害対策本部活動訓練の実施等【防災対策推進事業】 | 1回/年 ほか | — | 4/年 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保等【防災対策推進事業】 | 100% ほか | — | 4/年 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 総合防災訓練の実施【総合防災訓練事業】 | 1回/年 | — | 1/年 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 各機関と連携した各種訓練等の実施等【防災対策推進事業】 | 1回/年 ほか | — | 4/年 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 防災通信システム等による情報伝達訓練の実施等【災害情報システム高度化事業(R2)】 | 6回/年 ほか | R2年度～ | 85 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 災害時本部機能強化(災害医療対策部、各保健所及び県内全病院におけるEMI S入力訓練 等)【災害医療体制強化事業】 | 1回/月 ほか | — | 1/年 | 保健福祉部 医療対策課 |

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【推進方針の項目】

(1)防災拠点施設等における停電対策 (2)通信事業者との連携強化

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|-----------------------|-----------------|------|--------------|---------------|
| 愛媛県防災会議の開催等【防災対策推進事業】 | 1回/年(必要に応じて) ほか | — | 2/年 | 県民環境部 防災危機管理課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

【推進方針の項目】

(1)テレビ・ラジオ放送の中断等対策

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---------------------------------|-----------------------------|-------|--------------|---------------|
| 県防災メールの普及促進等【災害情報システム高度化事業(R2)】 | 26,954人 ほか (R6までの目標登録者数) | R2年度～ | 85 | 県民環境部 防災危機管理課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【推進方針の項目】

(1)災害関連情報の伝達手段の多様化等 (2)県民の防災・減災意識の向上等 (3)適切な避難行動の呼びかけ等 (4)災害弱者対策

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|-----------------------------|-------|--------------|---------------|
| 防災通信システム等による情報伝達訓練の実施等【災害情報システム高度化事業(R2)】 | 6回/年 ほか | R2年度～ | 85 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 県防災メールの普及促進等【災害情報システム高度化事業(R2)】 | 26,954人 ほか (R6までの目標登録者数) | R2年度～ | 85 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発【防災対策推進事業】 | 防災意識啓発講演 20回/年 ほか | — | 4/年 | 県民環境部 防災危機管理課 |

5 経済活動を機能不全に陥らせない

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

【推進方針の項目】

| 【(1)サブライチェーンの寸断対策 (2)エネルギー供給体制の確保 (3)基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策】 | | | | | |
|---|--------------------------------------|----------|--------------|-------|---------------|
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 耐震強化岸壁の整備 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 臨港道路の耐震化 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 重要港湾における港湾BCPの策定 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | — | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 高規格幹線道路等の整備率の向上 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(八幡浜道路) | H17～R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長の延伸 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(八幡浜道路) | H17～R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備 【橋りょう補修事業、災害防除事業】 | (国)378号ほか | — | — | 土木部 | 道路維持課 |
| 【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 | | | | | |
| 5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災 | | | | | |
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1)石油コンビナート等における防災対策や事業継続の推進 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 愛媛県石油コンビナート等防災訓練の実施 【石油コンビナート等防災対策費】 | 1回/年(必要に応じ) ほか | — | 1/年 | 県民環境部 | 消防防災安全課 |
| 【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 | | | | | |
| 5-3 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響 | | | | | |
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1)金融機関における防災対策の推進 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 金融機関との「災害時等の連携協力に関する協定」に基づく協力的体制の強化等 | — | — | — | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 | | | | | |
| 5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下 | | | | | |
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1)食料等の供給体制の確保 (2)物流機能等の維持・早期再開 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 総合防災訓練の実施 【総合防災訓練事業】 | 1回/年 | — | 1/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 土地改良施設の耐震整備 【農村地域防災減災事業】 【農山漁村地域整備交付金】 | 20箇所/年 | ～R6年度 | 500/年 | 農林水産部 | 農地整備課 |
| 食料供給体制の確保や物流機能の維持 【強い農業づくり総合支援交付金】 | 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場及び緊急点検卸売市場 | — | — | 農林水産部 | 食ブランドマーケティング課 |

| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | | | | | |
|---|------------------------|---------|--------------|---------|--------------|
| 【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 | | | | | |
| 6-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止 | | | | | |
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1)ライフライン事業者の防災対策の推進 (2)エネルギー供給の多様化 (3)水資源の確保や節水型社会の推進 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 愛媛県防災会議の開催等 【防災対策推進事業】 | 1回/年(必要に応じ) ほか | — | 2/年 | 県民環境部 | 防災危機管理課 |
| 水道施設の耐震化等 【愛媛県水道施設耐震化等促進事業】 | 20市町及び企業団 | R1～R6年度 | — | 県民環境部 | 環境・ゼロカーボン推進課 |
| 四国4県合同訓練(工業用水道)の参加 | 1回/年 | — | — | 公営企業管理局 | 発電工水課 |
| 【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 | | | | | |
| 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | | | | | |
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1)汚水処理施設等の防災対策の推進 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 下水道施設の耐震化等 【下水道事業】 | 松山市ほか | — | — | 土木部 | 都市整備課 |
| 【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】 | | | | | |
| 6-3 基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海、空)の長期間にわたる機能停止 | | | | | |
| 【推進方針の項目】 | | | | | |
| (1)高速道路や緊急輸送道路等の整備促進 (2)港湾・漁港施設等の整備促進 (3)松山空港における防災対策の推進 (4)鉄道施設の耐震・安全対策の推進 | | | | | |
| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組 主体 | |
| 土地改良施設の耐震整備 【農村地域防災減災事業】 【農山漁村地域整備交付金】 | 20箇所/年 | ～R6年度 | 500/年 | 農林水産部 | 農地整備課 |
| 佐田岬漁港の防波堤の整備 【水産基盤整備事業】 | 第一防波堤 L=41m | R3～R7年度 | 330 | 農林水産部 | 漁港課 |
| 佐田岬漁港の漁港施設の長寿命化対策事業 【水産基盤整備事業】 | 防波堤 N=3カ所 物揚場 N=2カ所 | R4～R6年度 | 180 | 農林水産部 | 漁港課 |
| 本浦漁港の漁港施設の長寿命化対策事業 【水産基盤整備事業】 | 機能保全計画の見直し | R5年度 | 15 | 農林水産部 | 漁港課 |

| | | | | | |
|---|--|-----------|--------|-------|-------|
| 八幡浜漁港の漁港施設の水産生産基盤整備事業 【水産基盤整備事業】 | 臨港道路 L=233m | R5～R13年度 | 500 | 農林水産部 | 漁港課 |
| 本浦漁港の漁港施設の水産生産基盤整備事業 【水産基盤整備事業】 | 岸壁、物揚場等 係留施設 N=1式 | R4～R7年度 | 630 | 農林水産部 | 漁港課 |
| 耐震強化岸壁の整備 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 重要港湾における港湾BCPの策定 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | — | — | 土木部 | 港湾海岸課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(夜昼道路) | H17～R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=4.2km 大洲・八幡浜自動車道(夜昼道路) | H25年度～ | 19,000 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.3km 大洲・八幡浜自動車道(大洲西道路) | H29年度～ | 12,000 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.56km 今治市(龍岡上) | H28～R9年度 | 758 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)317号 L=0.37km 今治市(龍岡上2) | R3～R5年度 | 185 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.7km 今治市(龍岡上3) | R5～R14年度 | 560 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.54km 松山市(宿野) | R4～R14年度 | 2,000 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)378号 L=3.66km 伊予市(三秋広幅) | H7～R7年度 | 5,410 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)380号 L=0.6km 内子町(小田広幅2) | H24～R2年度 | 767 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)380号 L=0.79km 内子町(小田広幅3) | H27～R11年度 | 1,000 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)381号 L=0.82km 松野町(蔵生広幅2) | H24～R8年度 | 2,172 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)441号 L=0.09km 西予市(野村大橋) | R1～R6年度 | 600 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)宇和野村線 L=0.25km 西予市鎌田(現道拡幅) | H24～R3年度 | 345 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)宇和明浜線 L=0.3km 西予市俵津3(現道拡幅) | H30～R7年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)新居浜別子山線 L=0.87km 新居浜市下七番～日浦(現道拡幅) | H24～R2年度 | 950 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)新居浜別子山線 L=0.4km 新居浜市弟地(現道拡幅) | H30～R6年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)新居浜別子山線 L=0.66km 新居浜市日浦～弟地(現道拡幅) | R4～R7年度 | 785 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)小田河辺大洲線 L=4.2km 大洲市山島坂(バイパス) | R2～R4年度 | 7,991 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)小田河辺大洲線 L=3.0km 大洲市山島坂(バイパス) | H20～R6年度 | — | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)岩城環状線 L=0.18km 上島町岩城海岸～浜(現道拡幅) | H23～R2年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)松山松前伊予線 L=0.08km 松前町浜(現道拡幅) | R4年度 | 27 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)岩城弓削線 L=2.0km 上島町(岩城橋) | H25～R3年度 | 18,300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金)】 | (都)来住余戸線 L=0.49km 松山市古川南～古川西(バイパス) | H15～R4年度 | 3,394 | 土木部 | 都市整備課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(地域連携道路事業費補助)】 | (都)余戸北吉田線 L=1.28km 松山市南吉田町～北吉田町(バイパス) | H21～R9年度 | 7,882 | 土木部 | 都市整備課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金)】 | (都)松山駅西口南江線 L=0.47km 松山市南江戸(バイパス) | H28～R6年度 | 5,429 | 土木部 | 都市整備課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)319号 L=0.83km 四国中央市(上山広幅2) | H24～R8年度 | 1,133 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.69km 八幡浜市(上泊広幅) | H24～R7年度 | 1,225 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.7km 八幡浜市(大釜広幅) | H27～R2年度 | 362 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.43km 八幡浜市(真網代) | R5～R16年度 | 1,271 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.46km 西予市(蔵貫広幅) | H22～R12年度 | 1,744 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.33km 西予市(狩浜広幅) | R5～R11年度 | 560 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.8km 西予市(高山広幅) | R4～R13年度 | 1,356 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)378号 L=0.9km 西予市(有網代広幅) | H24～R7年度 | 260 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)378号 L=0.72km 西予市(下泊広幅) | H24～R9年度 | 710 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)440号 L=0.68km 久万高原町(小村) | R1～R8年度 | 2,392 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)441号 L=0.95km 大洲市(梅川広幅) | H24～R7年度 | 1,056 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)441号 L=0.88km 鬼北町(国遠広幅) | H24～R2年度 | 265 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)494号 L=0.37km 東温市(河之内広幅) | H24～R4年度 | 840 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)494号 L=0.26km 東温市(河之内2) | R4～R10年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)494号 L=0.4km 久万高原町(辻七川広幅2) | R4～R7年度 | 530 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)494号 L=0.56km 久万高原町(面河広幅) | H23～R9年度 | 554 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (主)北条玉川線 L=0.53km 今治市龍岡下(現道拡幅) | H27～R5年度 | 392 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)松山北条線 L=0.2km 松山市客(現道拡幅) | H29～R6年度 | 200 | 土木部 | 道路建設課 |

| | | | | | |
|--|---|-----------|--------|-----|-------|
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)長浜中村線 L=0.19km 大洲市沖浦(現道拡幅) | H28~R8年度 | 270 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)宇和島城辺線 L=1.0km 愛南町僧都(現道拡幅) | H24~R4年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)宇和島城辺線 L=1.0km 愛南町僧都2(現道拡幅) | R4~R13年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)内子河辺野村線 L=0.68km 大洲市横山(現道拡幅) | H27~R5年度 | 625 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主)内子河辺野村線 L=0.66km 内子町北表(現道拡幅) | H27~R7年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)蕪崎土居線 L=0.16km 四国中央市(海通橋) | H24~R3年度 | 905 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)今治丹原線 L=0.46km 今治市朝倉下(現道拡幅) | H27~R4年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (一)広田双海線 L=0.75km 伊予市岡~粒野(現道拡幅) | H26~R5年度 | 991 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)鳥首五十崎線 L=0.8km 内子町五十崎(バイパス) | H23~R7年度 | 814 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)鳥井喜木津線 L=0.4km 伊方町足成(現道拡幅) | H29~R7年度 | 800 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)鳥井喜木津線 L=0.2km 伊方町伊方越(現道拡幅) | R1~R6年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)西谷吉田線 L=0.47km 宇和島市立間(現道拡幅) | H30~R9年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)小倉三間線 L=0.89km 宇和島市大内(現道拡幅) | H24~R2年度 | 295 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)一本松城辺線 L=0.4km 愛南町上大道(現道拡幅) | H30~R7年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(地域連携道路事業補助)】 | (一)新居浜東港線 L=0.96km 新居浜市東田(バイパス) | H30年度~ | 2,180 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一)粟井浅海線 L=0.65km 松山市萩原(現道拡幅) | H24~R6年度 | 335 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (一)宇和島山線 L=1.55km 西予市野田(現道拡幅) | H24~R6年度 | 499 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一)宇和島山線 L=0.3km 西予市俵津~高山(現道拡幅) | R4~R7年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金事業、交通連携道路事業補助)】 | (都)西町中村線 L=1.45km 新居浜市港の宮町~本郷1丁目(バイパス) | H11~R6年度 | 8,229 | 土木部 | 都市整備課 |
| 高規格幹線道路等の整備率の向上 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(八幡浜道路) | H17~R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 伊方発電所へのアクセスルートの増加 【原発避難・救援道路整備事業(原子力発電施設等立地地域特別交付金事業)】 | (一)鳥井喜木津線 伊方町亀浦(バイパス) | H25~H29年度 | 2,158 | 土木部 | 道路建設課 |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長の延伸 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(八幡浜道路) | H17~R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 松山IC~松山空港アクセス時間の短縮 【都市計画街路事業(地域連携道路事業補助)】 | (都)余戸北吉田線 L=1.28km 松山市南吉田町~北吉田町(バイパス) | H21~R9年度 | 7,882 | 土木部 | 都市整備課 |
| 緊急輸送道路の防災対策の整備 【橋りょう補修事業、災害防除事業】 | (国)378号ほか | - | - | 土木部 | 道路維持課 |
| 鉄道施設の耐震・安全対策の推進 【JR松山駅付近連続立体交差事業】 | JR四国予讃線 松山駅付近 | H20~R6年度 | 58,000 | 土木部 | 都市整備課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【推進方針の項目】

(1)海岸堤防等の整備、耐震対策 (2)信頼性の高い、広域的かつきめ細かな災害時道路ネットワークの構築 (3)情報共有インフラの維持強化

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|--------------------------------------|-----------|--------------|---------------|
| 県防災メールの普及促進等 【災害情報システム高度化事業(R2)】 | 26,954人ほか (R6までの目標登録者数) | R2年度~ | 85 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 設計津波水位(レベル1津波)に対する海岸堤防・護岸等の整備 | 東予港海岸ほか | R2~R6年度 | - | 土木部 港湾海岸課 |
| 海岸堤防・護岸等の耐震化 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2~R6年度 | - | 土木部 港湾海岸課 |
| 海岸保全施設の老朽化対策 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2~R8年度 | - | 土木部 港湾海岸課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道(八幡浜道路) | H17~R4年度 | 25,200 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=4.2km 大洲・八幡浜自動車道(夜登道路) | H25年度~ | 19,000 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業(交通円滑化事業費補助)】 | (国)197号 L=3.3km 大洲・八幡浜自動車道(大洲西道路) | H29年度~ | 12,000 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.56km 今治市(龍岡上) | H28~R9年度 | 758 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)317号 L=0.37km 今治市(龍岡上2) | R3~R5年度 | 185 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.7km 今治市(龍岡上3) | R5~R14年度 | 560 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)317号 L=0.54km 松山市(宿野) | R4~R14年度 | 2,000 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国)378号 L=3.66km 伊予市(三秋拡幅) | H7~R7年度 | 5,410 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)380号 L=0.6km 内子町(小田拡幅2) | H24~R2年度 | 767 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)380号 L=0.79km 内子町(小田拡幅3) | H27~R11年度 | 1,000 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)381号 L=0.82km 松野町(厳生拡幅2) | H24~R8年度 | 2,172 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国)441号 L=0.09km 西予市(野村大橋) | R1~R6年度 | 600 | 土木部 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主)宇和野村線 L=0.25km 西予市鎌田(現道拡幅) | H24~R3年度 | 345 | 土木部 道路建設課 |

| | | | | | |
|---|--|-----------|--------|-----|-------|
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主) 宇和明浜線 L=0.3km 西予市依津3 (現道拡幅) | H30~R7年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 新居浜別子山線 L=0.87km 新居浜市下七番~日浦 (現道拡幅) | H24~R2年度 | 950 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主) 新居浜別子山線 L=0.4km 新居浜市弟地 (現道拡幅) | H30~R6年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 新居浜別子山線 L=0.66km 新居浜市日浦~弟地 (現道拡幅) | R4~R7年度 | 785 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 小田河辺大洲線 L=4.2km 大洲市山島坂 (バイパス) | R2~R4年度 | 7,991 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 小田河辺大洲線 L=3.0km 大洲市山島坂 (バイパス) | H20~R6年度 | | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一) 岩城環状線 L=0.18km 上島町岩城海原~浜 (現道拡幅) | H23~R2年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一) 松山松前伊予線 L=0.08km 松前町浜 (現道拡幅) | R4年度 | 27 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一) 岩城弓削線 L=2.0km 上島町(岩城橋) | H25~R3年度 | 18,300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金)】 | (都) 来住余戸線 L=0.49km 松山市古川南~古川西 (バイパス) | H15~R4年度 | 3,394 | 土木部 | 都市整備課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(地域連携道路事業費補助)】 | (都) 余戸北吉田線 L=1.28km 松山市南吉田町~北吉田町 (バイパス) | H21~R9年度 | 7,882 | 土木部 | 都市整備課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【都市計画街路事業(社会資本整備総合交付金)】 | (都) 松山駅西口南江戸線 L=0.47km 松山市南江戸 (バイパス) | H28~R6年度 | 5,429 | 土木部 | 都市整備課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 319号 L=0.83km 四国中央市(上山拡幅2) | H24~R8年度 | 1,133 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 378号 L=0.69km 八幡浜市(上泊拡幅) | H24~R7年度 | 1,225 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 378号 L=0.7km 八幡浜市(大釜拡幅) | H27~R2年度 | 362 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 378号 L=0.43km 八幡浜市(真網代) | R5~R16年度 | 1,271 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 378号 L=0.46km 西予市(蔵貫拡幅) | H22~R12年度 | 1,744 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 378号 L=0.33km 西予市(狩浜拡幅) | R5~R11年度 | 560 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 378号 L=0.8km 西予市(高山拡幅) | R4~R13年度 | 1,356 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国) 378号 L=0.9km 西予市(有網代拡幅) | H24~R7年度 | 260 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 378号 L=0.72km 西予市(下泊拡幅) | H24~R9年度 | 710 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 440号 L=0.68km 久万高原町(小村) | R1~R8年度 | 2,392 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 441号 L=0.95km 大洲市(梅川拡幅) | H24~R7年度 | 1,056 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国) 441号 L=0.88km 鬼北町(国遠拡幅) | H24~R2年度 | 265 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 494号 L=0.37km 東温市(河之内拡幅) | H24~R4年度 | 840 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (国) 494号 L=0.26km 東温市(河之内2) | R4~R10年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 494号 L=0.4km 久万高原町(仕七川拡幅2) | R4~R7年度 | 530 | 土木部 | 道路建設課 |
| 1次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (国) 494号 L=0.56km 久万高原町(面河拡幅) | H23~R9年度 | 554 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (主) 北条玉川線 L=0.53km 今治市龍岡下 (現道拡幅) | H27~R5年度 | 392 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (主) 松山北条線 L=0.2km 松山市市客 (現道拡幅) | H29~R6年度 | 200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 長浜中村線 L=0.19km 大洲市沖浦 (現道拡幅) | H28~R8年度 | 270 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 宇和島城辺線 L=1.0km 愛南町僧都 (現道拡幅) | H24~R4年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 宇和島城辺線 L=1.0km 愛南町僧都2 (現道拡幅) | R4~R13年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 内子河辺野村線 L=0.68km 大洲市横山 (現道拡幅) | H27~R5年度 | 625 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (主) 内子河辺野村線 L=0.66km 内子町北表 (現道拡幅) | H27~R7年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一) 蕪崎土居線 L=0.16km 四国中央市(海通橋) | H24~R3年度 | 905 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一) 今治丹原線 L=0.46km 今治市朝倉下 (現道拡幅) | H27~R4年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (一) 広田双海線 L=0.75km 伊予市岡~粒野 (現道拡幅) | H26~R5年度 | 991 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一) 島首五十崎線 L=0.8km 内子町五十崎 (バイパス) | H23~R7年度 | 814 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一) 鳥井喜木津線 L=0.4km 伊方町伊方越 (現道拡幅) | H29~R7年度 | 800 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一) 鳥井喜木津線 L=0.2km 伊方町伊方越 (現道拡幅) | R1~R6年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一) 西谷吉田線 L=0.47km 宇和島市立間 (現道拡幅) | H30~R9年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(防災・安全交付金)】 | (一) 小倉三間線 L=0.89km 宇和島市大内 (現道拡幅) | H24~R2年度 | 295 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一) 一本松城辺線 L=0.4km 愛南町上大道 (現道拡幅) | H30~R7年度 | 300 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(地域連携道路事業費補助)】 | (一) 新居浜東港線 L=0.96km 新居浜市東田 (バイパス) | H30年度~ | 2,180 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(社会資本整備総合交付金)】 | (一) 粟井浅海線 L=0.65km 松山市萩原 (現道拡幅) | H24~R6年度 | 335 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路(県管理道路)の改良 【道路改築事業(土砂災害対策道路事業補助)】 | (一) 宇和高山線 L=1.55km 西予市野田 (現道拡幅) | H24~R6年度 | 499 | 土木部 | 道路建設課 |

| | | | | | |
|---|--|-----------|--------|-----|-------|
| 2次緊急輸送道路（県管理道路）の改良 【道路改築事業（防災・安全交付金）】 | (一) 宇和高山線 L=0.3km 西予市依津～高山（現道拡幅） | R4～R7年度 | 500 | 土木部 | 道路建設課 |
| 2次緊急輸送道路（県管理道路）の改良 【都市計画街路事業（社会資本整備総合交付金事業、交通連携道路事業費補助）】 | (都) 西町中村線 L=1.45km 新居浜市滝の宮町～本郷1丁目（バイパス） | H11～R6年度 | 8,229 | 土木部 | 都市整備課 |
| 高規格幹線道路等の整備率の向上 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業（交通円滑化事業費補助）】 | (国) 197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道（八幡浜道路） | H17～R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 伊方発電所へのアクセスルートの増加 【原発避難・救援道路整備事業（原子力発電施設等立地地域特別交付金事業）】 | (一) 鳥井喜木津線 伊方町亀浦（バイパス） | H25～H29年度 | 2,158 | 土木部 | 道路建設課 |
| 大洲・八幡浜自動車道供用延長の延伸 【地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業（交通円滑化事業費補助）】 | (国) 197号 L=3.8km 大洲・八幡浜自動車道（八幡浜道路） | H17～R4年度 | 25,200 | 土木部 | 道路建設課 |
| 松山IC～松山空港アクセス時間の短縮 【都市計画街路事業（地域連携道路事業費補助）】 | (都) 余戸北吉田線 L=1.28km 松山市南吉田町～北吉田町（バイパス） | H21～R9年度 | 7,882 | 土木部 | 都市整備課 |

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

【推進方針の項目】

(1)市街地の火災対策 (2)海上・臨海部の広域複合災害対策 (3)建物倒壊等による交通麻痺

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|----------------|------|--------------|---------------|
| 愛媛県石油コンビナート等防災訓練の実施 【石油コンビナート等防災対策費】 | 1回/年(必要に応じ) ほか | — | 1/年 | 県民環境部 消防防災安全課 |

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

【推進方針の項目】

(1)堤防・護岸等の防災対策 (2)ため池やダム等の防災対策

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|-------------------|---------|--------------|-------------|
| 海岸保全施設の整備 【農山漁村地域整備交付金】 【海岸メンテナンス事業】 | 5箇所/年 | ～R6年度 | 200/年 | 農林水産部 農地整備課 |
| 海岸保全施設の耐震化整備 【農山漁村地域整備交付金】 | 1箇所/年 | ～R6年度 | 100/年 | 農林水産部 農地整備課 |
| 農業用河川工作物の整備補強等 【農村地域防災減災事業】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 | 桧地区他 | — | — | 農林水産部 農地整備課 |
| 土地改良施設の耐震整備 【農村地域防災減災事業】 | 奥屋敷新池地区他 | — | — | 農林水産部 農地整備課 |
| ため池の防災対策 【農村地域防災減災事業】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 | 柳谷地区他 | — | — | 農林水産部 農地整備課 |
| 河川施設の整備・強化 【総合流域防災事業】 | (一) 御飯川、(二) 内平川ほか | — | — | 土木部 河川課 |
| 河川施設の整備・耐震化、水門・樋門等の耐震化 【地震・高潮対策河川事業】 | (二) 僧都川、茨の木水門ほか | — | — | 土木部 河川課 |
| 河川堤防、水門・樋門等の老朽化対策 【河川メンテナンス事業、ダムメンテナンス事業】 | 王子川排水機場、鹿森ダムほか | — | — | 土木部 河川課 |
| 設計津波水位（レベル1津波）に対する海岸堤防・護岸等の整備 | 東予港海岸ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 港湾海岸課 |
| 海岸堤防・護岸等の耐震化 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2～R6年度 | — | 土木部 港湾海岸課 |

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

【推進方針の項目】

(1)有害物質の拡散・流出対策 (2)伊方発電所の安全・防災対策の強化

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|----------------|------|--------------|----------------|
| 愛媛県石油コンビナート等防災訓練の実施 【石油コンビナート等防災対策費】 | 1回/年(必要に応じ) ほか | — | 1/年 | 県民環境部 消防防災安全課 |
| 原子力防災訓練の実施 【原子力防災訓練事業】 | 1回/年 | — | 35/年 | 県民環境部 原子力安全対策課 |

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

7-4 農地、森林等の被害

【推進方針の項目】

(1)農地・農業水利施設の適切な保全管理 (2)森林の荒廃対策

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|--|--|---------|--------------|-------------|
| 農地・農業水利施設の適正な保全管理 【多面的機能支払交付金】 | — | — | — | 農林水産部 農地整備課 |
| 山地災害危険地区での防災対策工事の実施等 【緊急予防治山事業】 | 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区での治山事業の実施 | R2～R6年度 | 700 | 農林水産部 森林整備課 |
| 山地災害危険地区等での情報の共有等 【山村地域の防災・減災対策】 | 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区での治山事業の実施 | R2～R6年度 | 10 | 農林水産部 森林整備課 |
| 森林の有する公益的機能の高度発揮を図るための森林整備への支援 【森林環境保全直接支援事業】 | 森林環境保全整備事業計画に基づき実施 | R2～R7年度 | 5,731 | 農林水産部 森林整備課 |
| 山地災害危険地区での防災対策工事の実施等 【農山漁村地域整備交付金】 | 農山漁村地域整備計画の「対象事業」に掲載されている地区での治山事業の実施 | R2～R6年度 | 2,692 | 農林水産部 森林整備課 |
| 地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援 【森林・山村多面的機能発揮対策交付金】 | 森林の保全管理活動等を行う県下の活動組織を支援 19組織/年 | R4～R8年度 | 29 | 農林水産部 森林整備課 |
| 鳥獣害防止施設の整備等 【鳥獣被害防止総合対策事業】 | 19市町協議会等 | — | — | 農林水産部 農産園芸課 |

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【推進方針の項目】

(1)実効性のある災害廃棄物処理体制の構築 (2) 災害廃棄物処理への協力

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|--|----------------|---------|--------------|----------------|
| 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築 【災害廃棄物処理体制構築事業費】 | 図上訓練の実施(年1回)ほか | R4~R6年度 | 4.6/年 | 県民環境部 循環型社会推進課 |
| 海上漂流ゴミの処理等 【水産業強化支援事業】 | - | - | - | 農林水産部 水産課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

【推進方針の項目】

(1)復旧・復興を担う人材等の確保・育成 (2)地域コミュニティの活性化

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|--|------------------|----------|--------------|---------------|
| 地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化 【防災対策推進事業】 | フェアの開催 1回/年ほか | - | 4/年 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化 【自主防災組織活性化支援事業】 | 訓練等の経費支援 250組織ほか | R1~R3年度 | 55 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成 【防災士養成促進事業】 | 3,687人(教職員等を除く) | R1~R4年度 | 68 | 県民環境部 防災危機管理課 |
| 知識や判断力等を兼ね備えた地域防災リーダーの一層の養成 【消防学校地域防災リーダー養成事業費】 | 1,758人 | H29~R5年度 | 64 | 県民環境部 消防防災安全課 |
| 建設業BCPの認定 【建設業BCP推進事業】 | 300社 | - | 2 | 土木部 技術企画室 |
| 防災士の知識・技能を活用した防災力強化 【県立学校教職員防災士養成等事業】 | 960人 | R1~R5年度 | 7 | 教育委員会 保健体育課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・喪失

【推進方針の項目】

(1)文化財の防災対策

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|-----------------------------|--------|------|--------------|--------------|
| 文化財災害対応訓練等の開催 【文化財保護指導費】 | 1回/年 | - | 1/年 | 教育委員会 文化財保護課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

【推進方針の項目】

(1)長期浸水の対策 (2)生活再建支援 (3)復興計画の作成

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|------------------------|---------|--------------|-------------|
| 海岸保全施設の整備 【農山漁村地域整備交付金】 【海岸メンテナンス事業】 | 5箇所/年 | ~R6年度 | 200/年 | 農林水産部 農地整備課 |
| 海岸保全施設の耐震化整備 【農山漁村地域整備交付金】 | 1箇所/年 | ~R6年度 | 100/年 | 農林水産部 農地整備課 |
| 河川施設の整備・強化 【総合流域防災事業】 | (一) 御坂川、(二) 内平川ほか | - | - | 土木部 河川課 |
| 河川施設の整備・耐震化、水門・樋門等の耐震化 【地震・高潮対策河川事業】 | (二) 僧都川、茨の木水門ほか | - | - | 土木部 河川課 |
| 設計津波水位(レベル1津波)に対する海岸堤防・護岸等の整備 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2~R6年度 | - | 土木部 港湾海岸課 |
| 海岸堤防・護岸等の耐震化 【海岸保全施設整備事業】 | 東予港海岸ほか | R2~R6年度 | - | 土木部 港湾海岸課 |
| 耐震強化岸壁の整備 【港湾整備事業】 | 東予港ほか | R2~R6年度 | - | 土木部 港湾海岸課 |
| 被災宅地危険度判定士の養成 【被災宅地危険度判定活動普及促進事業】 | 1,500人 (R5.4.1での人数) | - | 1/年 | 土木部 都市計画課 |
| 被災宅地危険度判定調整員の養成 【被災宅地危険度判定活動普及促進事業】 | 被災宅地危険度判定士の1/30 | - | 1/年 | 土木部 都市計画課 |
| 被災建築物応急危険度判定士の養成 | - | - | - | 土木部 建築住宅課 |

【起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)】

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【推進方針の項目】

(1)風評被害等に対する対策

| 施策内容・事業名 | 事業量・箇所 | 実施期間 | 全体事業費概算(百万円) | 取組主体 |
|---|--------|-------|--------------|---------------|
| 防災通信システム等による情報伝達訓練の実施等 【災害情報システム高度化事業(R2)】 | 6回/年ほか | R2年度~ | 85 | 県民環境部 防災危機管理課 |

※事業量・箇所、実施期間は予定のため、変更の場合あり。

※全体事業費は概算のため、未確定値。(百万円未満は1として記載)

◀別紙4▶用語解説

○アンブレラ計画【P2,3,4,5】

傘（アンブレラ）のように、既存の関連計画を包含し、これら計画の指針となる計画である。

○EMIS（広域災害救急医療情報システム）

【P34,35,65,73】

災害時に、都道府県を越えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域における適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供するシステムである。

○Lアラート（災害情報共有システム）【P36,37,65,78,79】

地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムである。

○緊急消防援助隊【P28】

消防組織法に基づき、国内における大規模災害や特殊災害の発生に際し、被災地の都道府県内の消防力では対処できない場合に、消防庁長官の要請又は指示により出動し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを任務とする、全国の消防機関による相互応援組織である。

○災害派遣医療チーム（DMAT）【P30,31,63,76】

災害派遣医療チーム（DMAT）は、「Disaster Medical Assistance Team」の略で、医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を担う。

○サプライチェーン【P14,39,57,66,77,80】

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称である。

○事業（業務）継続計画（BCP）【P29,31,33,39,40,43,45,52,53,64,66,67,68,71,73,76,77,80,81】

事業（業務）継続計画（BCP）とは、「Business Continuity Plan」の略で、企業等においては事業継続計画、行政等においては業務継続計画と呼ばれる。

企業等においては、災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合には、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業等を守るための経営戦略のことであり、計画に基づき、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替等の対策を実施する。なお、ここでいう計画とは、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられており、マネジメントを強調する場合は、BCM（Business Continuity Management）とする場合もある。

一方、行政等においては、災害時に、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約が

ある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく計画を業務継続計画と呼んでいる。

○重要業績指標（K P I）【P18】

重要業績指標（K P I）は、「Key Performance Indicators」の略で、目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。現況を指し示す様々な指標の中から、進捗を表現するのに適していると思われるものを選択して、継続的に測定・監視し、その指標を向上するための改善等を行っていく。

○石油コンビナート等特別防災区域【P40,48,49,50,51,67,69,70,77】

石油コンビナート等災害防止法に定める石油及び高圧ガス等を多量に貯蔵、取り扱う区域であり、愛媛県では4区域が指定されている。

石油コンビナート等特別防災区域を有する都道府県は、石油コンビナート等防災本部を置くこととされており、石油コンビナート等防災計画を作成するほか、災害が発生した場合には、関係機関等が実施する災害応急対策等の連絡調整などの事務を行うこととされている。

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）【P36,37,65,78,79】

大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体等に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された防災行政無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民に緊急情報を伝達するシステムである。

○津波災害警戒区域【P21,22,60,76】

津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づき、都道府県知事が、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして指定した区域である。

○道路啓開【P28,29,44,45,48,49,52,68,70,71,76,80】

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送等を行うための緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等を行うことにより、救援ルートを開けることである。

○内水（ないすい）【P22,24,55,60,82】

河川について、堤防を境界として、人が居住する外側（河川側）を堤外地、居住する側を堤内地と呼んでおり、河川の水を外水、外水の氾濫によって水害が生じた場合を外水氾濫と呼び、河川に関わりなく排水が追いつかないために水が敷地内にあふれた水を内水、内水の氾濫によって水害が生じた場合を内水氾濫と呼ぶ。

○南海トラフ地震【P1,2,3,12,21,22,46,60,74】

南海トラフ沿いで発生するM8～9のプレート境界地震で、これまで100～150年周期で繰り返し発生している。

このうち、最新の科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすものを、特に「南海トラフ巨大地震」という。

○ハザードマップ【P22,23,24,49,50,53,55,60,61,70,71,80,81,82,83】

各地域における状況に合わせ、地震や土砂災害、浸水等の自然災害による被害を予測し、避難等の情報を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

○ヘリサイン【P27,62,73】

建物屋上の対空表示のこと。ヘリコプターによる円滑な災害活動につながることを期待できる。

○ホイスト【P27,62,73】

ヘリコプターが着陸できない場所において、ホバリング（空中での停止飛行）状態からヘリコプターと地上間の人員や物資を昇降する装置であり、計画上では、それらを使用した活動を指す。

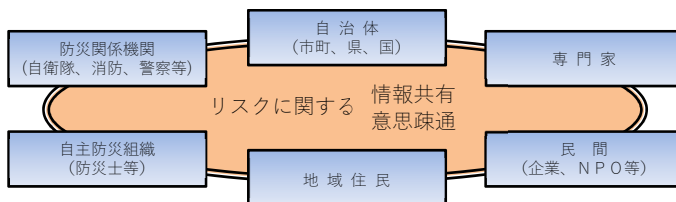
○防災士【P19,20,34,37,53,59,65,66,73,81,83】

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した人である。

○リスクコミュニケーション【P15,56,81】

特に防災では、自治体、防災関係機関、防災専門家、民間事業者、自主防災組織、住民等の関係者が、大規模自然災害等のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ることである。

【リスクコミュニケーションのイメージ図】



○リダンダンシー【P5,44,68,83】

「余剰」、「重複」等を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備や代替の手段が用意されていることを指す。

○陸閘（りっこう）【P21,46,60,75】

河川や海岸線における堤防・防潮堤等において、通常時は生活のため通行出来るよう、途切れさせている施設のことである。増水や津波・高潮時には、ゲート等により塞ぎ、暫定的に堤防の役割を果たす。